

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	I 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（I）固定的な性別役割分担意識の解消
具体的な施策	①男女共同参画の意識啓発と情報提供

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担当課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
I	フォーラム、講演会などの開催	男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを開催する。	男女共同参画課	意識啓発のため、各種セミナー等を開催した。 【実施】 男女共同参画フォーラム（レゾナ：市補助金）1回 ※R6は共催 男女共同参画推進講演会 女性社員のキャリアアップセミナー 女性のためのデジタル活用講座 市職員対象セミナー 市民対象DV予防啓発セミナー 女性防災リーダー養成講座（アバンセ主催：市共催）	【市主催・共催】 講演会及びセミナー等参加者 延べ252人 【参考（内訳）】 推進講演会：23人 キャリアアップセミナー（全4回）：延べ40人 女性デジタル活用支援講座（全2回）：延べ31人 市職員対象セミナー（DV被害者支援・管理職啓発）：41人 市民対象DV予防啓発セミナー：52人 女性防災リーダー養成講座（全4回）：延べ65人 【レゾナ主催（市補助金）】 男女共同参画フォーラム（1回） ※R6は共催 50人	参加者が固定化する傾向にあり、男女共同参画に関心が薄い又は苦手意識がある人たちへの啓発方法に工夫が必要。	テーマ設定にあたっては、新たな参加者拡大を意識する。男女共同参画を他の行事やテーマと抱き合わせるなどハイブリッドな内容設定や実施方法を工夫する。	3	参加者からは、内容について「参加してよかった」など一定の評価を受けることができた。セミナー等の内容は、後日、市ホームページに掲載するなど、効果の拡大に努めた。
		人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和对策課	中高生の人権作文・主張の発表と人権講演会を行う「人権フォーラム」を開催した。	人権フォーラム参加者：約84人	中高生の参加者を増やす。	企画内容の検討及び中高生への周知の徹底。学校ぐるみの取り組みの検討。	3	同日に市の他行事と重なり一般参加者と中高生の参加が少なかった。
		人権標語を募集する。	生涯学習文化財課	市内の小中学校55校と公民館24館に募集を依頼、その他市ホームページ、市報からつに募集を掲載した。	人権・同和問題解決のため、市民に対する啓発活動として、入賞作品を使った2025年人権カレンダーを製作し、市内全戸配布した。 人権標語の応募数：604点	あらゆる人権問題の解決に、積極的に関わろうとする意識・態度の育成を目指した内容の人権教育を多くの市民に啓発、活動の拡充が必要である。	人権標語の応募者の増加を図る。	5	学校や公民館における啓発活動が効果の拡大に務めた。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	
		公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を開催する。	生涯学習文化財課	社会・同和教育指導員による市民への啓発、市職員への人権・同和教育啓発研修会を実施した。	同和地区がない地域でも公民館等で研修会を開催し、人権・同和教育について推進を行った。 人権・同和同和問題啓発研修会の参加者数：4,162人 人権・同和同和問題啓発研修会の開催数：128回	同和地区がない地域でも公民館等における人権・同和教育についての研修会開催の啓発活動を推進していくことが必要である。	市内の企業や公民館等における人権・同和教育について研修会の開催を推進する。	4	指導員の欠員のため、例年と比べて少し参加人数が伸びたが開催数は少し減少した。参加者からは参加してよかった等の意見が多く上がった。地域における研修会を開催したことが啓発活動の拡大に繋がった。
2	広報・啓発の促進	男女共同参画週間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女共同参画課	市職員向け男女共同参画の日の記事や、市報にアンコンシャス・バイアスについて考えてもらう記事を掲載した。男女共同参画週間に市の取組や女性団体の活動などを紹介するパネル展を実施した。その後市民センターを巡回して展示した。 アバンセ30周年記念事業へも同パネルを出展。 パネル展の広報状況：市報、行政放送、ホームページ、フェイスブック、FMから	男女共同参画の意識づくりに向けた啓発として、一定の効果があった。	パネル展開催について、多くの人に関心を持ってもらえるよう、展示内容を充実させる。 パネル展来場者を増やすために広く広報活動を実施する。 市報等で男女共同参画について気軽に考えてもらう機会をつくり、日常に溶けこませ拒否感をなくす。	今後も男女共同参画週間に合わせた啓発を実施する。 多くの人に立ち止まり見てもらえるようにレイアウト・内容を工夫する。 男女共同参画について、市民が身構えないように啓発できる機会を探す。	4	市民団体の活動展示や既存の配布物等の設置を行ったが、来場者に男女共同参画について考えてもらうための資料掲示等にもう少し工夫が必要だった。 データや図表を活用するなど、展示内容を更に充実させたい。
			人権・同和对策課	人権週間における市役所玄関で人権啓発パネル等の展示及び啓発チラシやグッズの配布。 市民センターでの「人権週間」周知の懸垂幕の設置。 市報、行政放送、ホームページによる広報。	人権週間：12/4～10 うまかもん市場にてチラシ等配布数 100 市広報ツールによる周知パネル展示 本庁玄関エントランス 相知交流文化センター	パネル展示等の充実	展示内容等の課内検討	5	人権週間における啓発広報は予定通りできている。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担当課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
			生涯学習文化財課	市報からつに人権週間等の期間を中心に啓発記事を掲載した。（年2回）	市民に啓発記事を目にする機会を提供できた。	広報内容の充実が必要である。	広報内容の充実を図り、市民への人権啓発を行っていく。	4	市報からつに年2回啓発記事を掲載し、一部の市民より記事が良かったとの反響があった。
3	市広報の表現方法の検討	市報、行政放送、ホームページなどで、使用するイラスト・色など、男女共同参画の視点に立った表現に努める。	広聴広報課	使用するイラストや配色を決める際に「男性＝寒色系」「女性＝暖色系」といったイメージや、性別による役割などに偏りがないようにする。	男性で暖色系、女性で寒系の衣服を着用したイラストがある場合は、積極的に採用した。保育士や警察官などの場合は、男女どちらのイラストも採用したほか、一般的に男性が多いイメージがある技師などは、女性のイラストを採用した。使用するイラストの比率を男女に偏りがでないよう配慮し、男女共同参画の視点に立った広報活動を行った。 男女共同参画の視点で使用したイラストなどの数（市報）：54点	配色やイラストなどは、広報への親しみやすさ・読みやすさにつながるため、一概に全てのものを男女共同参画の視点に立ったものに表現できない場合がある。	市民に市政をわかりやすく伝えるという目的を達成できるよう、引き続き可能な範囲で男女共同参画の視点に立った広報活動を行う。	3	男女共同参画の視点をもって事務を遂行しているが、全ての事務において対応することはできないため。
		配布物にはQRコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。	男女共同参画課	市報にDVと相談窓口に関する記事を毎月掲載。紙面の都合で詳しい内容はホームページに誘導できるようQRコードを付けた。 講演会やセミナーなどの広報チラシ、相談窓口を周知する各種啓発カードなどにもQRコードを付け、より詳しい内容を掲載したホームページへのアクセスを促した。	スマートフォンで簡単に情報にアクセスでき、制度の広報に一定の効果があったと考えられる。	企業や関係団体などの組織力を活用した情報発信は、組織内の一部に情報が届くだけにとどまっており、広がりが出るまでに至っていない。	各企業等へ個別に連絡を取り、社内への情報展開を依頼する方法も考えられるが、本業に支障が出ない、無理のない方法を検討する必要がある。	4	情報発信の方法を随時検討し、さらに効果的な情報発信に努める。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
4	さまざまな手段を活用した意識啓発と情報発信	男女共同参画に関するパネルやチラシなどの情報発信コーナーを常設する。	男女共同参画課	大手ロセンタービル3F市民交流プラザのロビーに常設の情報コーナーを設置した。 国の啓発ポスターの掲示や、DV防止啓発に関するパネルの展示、「産後パパ育休」に関するチラシなどを設置した。 また、アバンセの相談窓口（女性・男性・LGBT）のチラシを設置し、窓口の周知を図った。市主催講座、佐賀県やアバンセ主催講座などのチラシを設置し、講座等への参加を呼びかけた。	市民や高校生の利用が多い場所のため、ポスターやパネルなどは多くの人が親しみやすい展示内容に努めた。また、ハローワーク唐津と唐津市が設置する「福祉・就労支援コーナー」にも近接しており、相談窓口や講座などの情報を必要な人に届ける一助となったと思われる。	展示内容がマンネリ化している。市民の関心を引く工夫が必要。 よりたくさんの情報発信を実施する。	情報コーナーの設置を継続する。 年間で3つ程度のテーマを決めて、展示内容を定期的に見直すなど、市民の関心を引く工夫をする。	3	展示内容や展示方法の工夫が必要である。 より多くの情報発信が必要である。
		人権パネル掲示や、人権作文の掲示を行う。	人権・同和对策課	人権パネルの掲示 期間：12/4～12/10 場所：市役所本庁玄関エントランス（南側）	市役所を訪れる多くの方にアピールが出来た。	パネル等展示内容について、刻々と変化する人権環境に合わせて、掲示内容を検討する必要がある。	現状にあったパネル内容の更新	5	予定通りパネル掲示が出来た。
		人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和对策課	「なくそう差別 人にやさしい 人権のまち」の懸垂幕の掲示 場所：大手ロセンタービル 各市民センター 期間：12/4～12/10	本庁等で懸垂幕の掲示を行ったことにより、意識啓発と情報発信が図られた。 懸垂幕掲示：9箇所	懸垂幕の老朽化	肥前市民センター分の横断幕作成済	5	予定通り実施できた。
5	関連図書展示・貸出	男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。	近代図書館	男女共同参画のコーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行った。	男女共同参画について常設展示を行うことで多くの市民の目に触れることができた。	貸出の増加につながらないことが課題である。	担当課と協力し、強化週間等に関係図書を別途展示する等展示の強化を図る。	4	貸出の増加につながったとは言えないが、多くの利用者の目に触れることで意識づくりという点では一定の成果があったと思う。
		関連する出版物を積極的に収集し、担当課や市民に提供する。	近代図書館	関連する出版物を積極的に収集し市民への提供を行った。	関連図書については、常設コーナーに配架し、市民への提供に努めた。	貸出の増加につながらないことが課題である。	新刊を購入した際には常設コーナーに配架し、市民に提供する。	4	積極的に出版物の収集を行うことで情報の提供という点で一定の成果があったと思う。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	I 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	(I) 固定的な性別役割分担意識の解消
具体的な施策	②男女共同参画に関する調査、情報収集

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
6	男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。	男女共同参画課	国の動きを随時、内閣府男女共同参画局や国立女性教育会館のホームページ、新聞記事、資料などから把握し、業務の参考とした。	国が重点的に取り組もうとしている内容が市の政策にとっても重要な課題であることや、統計データの分析内容を市職員が認識できた。 県や他市の取組みを把握でき、参考になった。	部署間の連携ができる体制になっていない。情報が男女共同参画課内にとどまり、他課への展開ができておらず、政策に活かすことができていない。	他部署との連携体制を構築するとともに統計データの効果的な活用について担当職員のスキルアップを図り、効果的な施策展開につなげていく。	3	国のホームページを定期的に確認し、最新の動向を事業の実施に反映するよう努めたが、ジェンダー統計の活用については不十分である。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	I 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（2）幼少期からの男女共同参画意識の形成
具体的な施策	①家庭や地域での男女共同参画の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
7	家庭に関わる意識の形成	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。	男女共同参画課	男女共同参画推進講演会を、男性の育児参加をすすめるテーマで実施した。後日行政放送で流すとともにDVDを図書館に配置した。 前年度に引続き男女共同参画啓発映像「唐津市男女共同参画劇場～ある日の惜しい?!パパ・ママ編」を市HPに掲載しYouTubeで放映した。 市職員向けに唐津市男女共同参画の日の啓発を実施し、仕事と家庭の両立支援ハンドブックの活用やYouTube動画視聴などを呼び掛けた。	男女共同参画推進講演会参加者数：23人 YouTube再生回数1675回（R7.4.30現在）	講演会は、開催場所が市役所の会議室で、わざわざそれだけを聴きに来るスタイルだった。広報の方法は工夫したが、思うように人が集まらなかった。子育て世帯が集まる場所に会場を設けるなど、開催方法の工夫が必要だった。	ターゲットを明確にし、目的を達成するために、会場選びから人が集まる動機を考えるなど、企画を工夫する。	3	講座の内容が、多くの若い人や企業の人事部門の人にぜひ聞いてほしい内容だっただけに、人を集めることができなかったことが悔やまれる。
			生涯学習文化財課	男性教室（料理教室など）を実施した。	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数：年間5回（参加人数82人）	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を実施しているのが一部の公民館に限られている。	新規講座を計画する際、男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を検討していく。	3	調理の技術や栄養に関する知識を習得でき、男性の食の自立支援に役立てることができた。しかし男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を実施しているのが一部の公民館に限られている。
		家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。	男女共同参画課	男女共同参画推進講演会を、男性の育児参加をすすめるテーマで実施した。後日行政放送で流すとともにDVDを図書館に配置した。 前年度に引続き男女共同参画啓発映像「唐津市男女共同参画劇場～ある日の惜しい?!パパ・ママ編」を市HPに掲載しYouTubeで放映した。 市職員向けに唐津市男女共同参画の日の啓発を実施し、仕事と家庭の両立支援ハンドブックの活用やYouTube動画視聴などを呼び掛けた。	男女共同参画推進講演会参加者数：23人 YouTube再生回数1675回（R7.4.30現在）	講演会は、開催場所が市役所の会議室で、わざわざそれだけを聴きに来るスタイルだったが、思うように人が集まらなかった。子育て世帯が集まる場所に会場を設けるなど、開催方法の工夫が必要だった。	ターゲットを明確にし、目的を達成するために、会場選びから人が集まる動機を考えるなど、企画を工夫する。	3	講座の内容が、多くの若い人や企業の人事部門の人にぜひ聞いてほしい内容だっただけに、人を集めることができなかったことが悔やまれる。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
			生涯学習文化財課	子育て教室（親子体操、おやつ作り、親子クッキング教室、救命講座）、女性教室（料理教室）を実施した。	家族のコミュニケーションに関わる講座の実施回数：年間65回 （参加人数873人）	現状、参加者がほとんど母親と子どもである。また講座を実施しているのが一部の公民館に限られている。	新規講座を計画する際、家族のコミュニケーションを促進する講座を検討していく。	3	講座を実施しているのが一部の公民館に限られているため。
		父親向けのミニブック（冊子）を配布し、子育ての意識啓発を行う。	保健医療課	母子健康手帳交付時に佐賀県作成の「SAGAPAPA」「Let's TAKE IKUKYU」の子育て冊子を配布した。	母子健康手帳交付時に子育て冊子を配布。（644人に配布）	母子健康手帳交付には、妊婦のみの来所がほとんどであり、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない。	母子健康手帳交付時に子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらおう。	3	母子健康手帳交付時に家族の来所が少ないため、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない
		夫婦で、妊娠・出産・子育てを学ぶ「もうすぐママパパサポート教室」を開催する。	保健医療課	妊娠中に開催していた「もうすぐママパパサポート教室」に代わり、令和2年度より、「親子食育教室」を開催。生活習慣病予防のための食生活のアドバイスを行い育児支援を図った。	年間6回開催し、75組168名が参加。離乳時期からの親子の食について、生活習慣病予防の視点を含めて普及・啓発を行った。	父親の参加を勧めていくことが必要である。	家族の食を通して意識の普及啓発を行っていく。	5	子どもの食を通して、家族の生活習慣病予防のための食生活について考えるきっかけとなった。
8	市民団体と連携した学習機会の提供	各団体などが開催する集会などと併せて、出前講座を開催する。	男女共同参画課	市内の男女共同参画推進団体等と連携して男女共同参画推進「お出かけ講座支援隊」（出前講座）を実施した。 ①講話とワークショップ（唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”） ②DV防止、地域防災に関する朗読劇（呼子町地域婦人会） ③講話（大学講師）	市ホームページ等の広報媒体での広報が中心で、1団体の利用にとどまった。 実施回数1回 受講者数29人	これまで直接のお知らせをしていなかった団体の集まりに出向くなど、広報を強化する必要がある。	各団体が事業行う前の、年度の早い時期に働きかけを行う。	3	市の広報のみの段階で申し込みがあり、講座の認知度は上がっていると思われる。年度の中盤に他の行事予定と合わせて講座の案内をしたが、利用に結び付かなかった。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
9	子どもの体験活動に関わる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発	地域活動の核となる公民館事業などを利用し、子どもの成長・発達の段階に応じた広報・啓発を行う。	生涯学習文化財課	「放課後子ども教室」では地域の人と共に様々な体験活動を実施した。	地域住民との交流や子どもたちの健全育成につながった。	地域の人々の協力を継続的に得ることが必要である。また、多様な放課後の過ごし方により参加者が減少する地域もある。	魅力的な内容を検討していく。	3	新型コロナウイルス感染症対策による人数制限等により参加人数が減少することとなった。
10	青少年にとって有害な環境の浄化活動の推進	巡回及び相談、補導などの活動や、地域とともに見守り活動を行う。	生涯学習文化財課	青少年の非行防止や青少年自身を犯罪から守るため、地域指導員による巡回パトロールを実施した。	令和6年度の実績では、厳重注意・補導等は44件あり、昨年度からは減少している。また、注意を促す「愛の声かけ」については3,864件行い、犯罪から守る＋子どもたちの命を守る活動につながった。	青少年の屋外活動については指導等が可能だが、屋内での生活が見えてこない。女性に対する指導については女性指導員の対応が望ましい部分がある。SNSでのトラブルは年齢、男女差関係なく見えにくい。	屋内での生活実態把握が難しいが、取組可能な活動として今までどおり定期的に巡回パトロール実施する。また、心身ともに健全な女性の参加も呼びかけている。	4	地域指導員による巡回パトロールは概ね順調に進んでいるが、女性指導員の割合は34名中5名と少ない。深夜巡回パトロールや補導等における安全性等の検討も必要。
11	青少年の相談窓口を整備	6歳から19歳までの青少年とその家族の心の問題の相談や支援を行う。	生涯学習文化財課	臨床心理士や相談員により、本人やその家族の悩みや心の問題の相談を支援した。	祝日と年末年始を除き、電話・面談による相談を実施することで相談者のニーズに対応した。教職員対象の研修会等で各学校の理解を深め、支援の幅を広げた。 ・相談件数 1, 246件 ・相談実人数 106人	ストレス等により心身の悩みを抱える青少年のため、今後も相談支援を行い、関係機関と連携を取りながら対応を行う。また、臨床心理士の確保も課題である。	各小・中学校や関係機関等と連携をおこないながら、悩み等を抱える青少年の支援を行う。臨床心理士については、県内市の状況を調査し、雇用条件等の検討を行う。	3	臨床心理士の確保が難しいことで、継続相談対応の頻度が下がるなどの影響がある。

唐津市男女共同参画基本計画（第４次）評価調書（令和６年度）

基本目標	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（２）幼少期からの男女共同参画意識の形成
具体的な施策	②学校等での男女共同参画教育の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和６年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
12	教職員の意識向上の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。	学校教育課	性別に基づく固定的役割分担を前提に行われることがないように校長研修会や教頭研修会、教務主任研修会等を通じて指導と周知を徹底した。	学校行事や生徒会活動など性別に基づく固定的役割分担がないように活動がされた。学校独自のキャリア教育の展開、生徒会による制服の見直しなど、ジェンダー教育にも寄与している。	男子向き、女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、児童生徒一人ひとりが主体的に進路を選択できる能力の育成。	地域の外部人材を活用したキャリア教育を充実させることで、進路選択肢の幅を広げさせる。さらに指導を充実させ、取り組みを継続させたい。	5	小学校では、職業講話などキャリア教育が進んでいる。中学校では、生徒会活動が主体となって、制服や校則の見直しを検討する学校が増えている。
		男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。	学校教育課	男女平等教育の考え方に基ついた新規採用職員研修、キャリア教育研修、専門研修等への参加の呼びかけを行った。また、校長研修会では必ず服務規律の保持について指導を行っている。	新規採用職員研修等において、男女平等の立場の研修会が行われている。全小中学校において、夏季休業期間中を中心として、セクハラ等防止の映像資料を使用した校内研修会を開催した。	キャリア教育のさらなる充実を図る必要がある。また、セクハラ等防止など、「ゼロの日」を活用した服務規律の保持について指導し、ボトムアップの視点で意識化させたい。	男女共同参画やキャリア教育に係る各種研修の周知を徹底し、参加を呼び掛ける。また、校長研修会で服務規律の保持について、事例を基に指導する。	5	県や市の通知、パンフレット等を活用して周知を行った。ただ、参加状況については個人判断に委ねるものが多く、把握が難しかった。
		女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。	学校教育課	管理職に限らず、教務主任、研究主任等の各主任や、スーパーティーチャーなどの活躍の場を紹介するとともに、それに向かう意識付けを図った。	令和６年度は、校長８名、教頭１５名、指導教諭６名、研究主任２８名、スーパーティーチャー２名。また、各主任等においても女性がリーダーとして活躍している。	教職員全体に占める女性管理職の割合がまだ低いが、年々、確実に増えつつある。	管理職による若手から中堅の女性教員への意識付けと各主任等への積極的登用。今後も継続して取り組みたい。	5	学級担任・校務分掌において女性教員をバランスよく配置し、核となる女性教員の育成が進んでいる。
		小・中学校での男女混合名簿の導入を推進する。	学校教育課	令和元年度より、校長研修会や教頭研修会、教務主任研修会などを通じて男女混合名簿の導入を推進した。	全小中学校において、男女混合名簿の導入が実施された。	特になし。	継続して取り組んでいく。	5	各学校や保護者などの理解が進み、１００％の達成率となっている。今後もこの流れで進んでいくことに問題はないため「完了」としたい。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
13	学校で の人 権・男 女平等 教育の 推進	各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。	学校教育課	人権教育は、SDGsの国や県の研究指定と関連付けて、取り組みを進めている。 道徳教育は、スーパーティーチャーを活用した。 人権標語や人権作文への取組みを行った。 唐津地区人権・同和教育研究会が主体となり、実践事例集を作成し、各学校の取組について周知を行った。	授業公開や研究発表を行い、参観者への周知を図ったことにより、男女共同参画の学習機会が充実した。 また、男女共同参画課と連携し、校長研修会等でも出前講座等の活用周知を行った。	各学校の取組には温度差があり、積極的に取組む学校が固定化されている傾向がある。	人権標語や人権作文などに取り組むことで、人権に対する意識は高まっている。今後も積極的に小中学校に呼びかけていく。 標語・ポスターの募集と人権カレンダーの作成についても継続していく。 引き続き男女共同参画課等との連携を行っていく。	4	取り組む学校が増えた。
		人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。	生涯学習文化財課 人権・同和对策課	市内の小中学校55校に募集を依頼、その他市ホームページ、行政放送、市報からつに募集を掲載した。	人権・同和問題解決のため、市民に対する啓発活動として、入賞作品を使った2025年人権カレンダーを製作し、市内全戸配布した。 人権標語・人権ポスター応募数：860点 人権カレンダー配布数：50,000部	あらゆる人権問題の解決に、積極的にかかわろうとする意識・態度の育成を目指した人権教育活動の拡充が必要。	人権標語・人権ポスターの応募作品の増加を図る。	4	概ね予定通り実施できた。
		中学校子育てサロン事業などを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。	生涯学習文化財課	中学校や公民館内に子育てサロンを設置し、中学生と乳幼児とその保護者が直接触れ合う機会を作った	市内中学校14校において29回の開催	中学生の家庭教育の一環として、乳幼児とその保護者との触れ合う機会を作っているが、地域によっては乳幼児等の子供が減少しており、協力者の確保が課題である。	学校現場と、地域の乳幼児の保護者に実施の理解をしてもらえるよう、積極的な事業の周知を行う。	4	概ね予定通り実施できた。
		学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。	男女共同参画課	国、県、市が作成した啓発資材の情報提供を行った。 市主催の「お出かけ講座支援隊」(出前講座)の広報を民生委員地区会長会や公民館長会で実施した。 校長会へ出向き、市主催・共催講演会等についての広報を依頼した。	市民及び企業向けの人権研修を担当する生涯学習文化財課に、佐賀県が作成した啓発資材(紙芝居など)と、市が作成した「男女共同参画劇場」のDVDを提供している。	学校現場に対して、積極的な情報提供を行っていく必要がある。 保護者向け講演会等の広報は、校長会での周知以外の方法も考える必要がある。	学校現場はもちろんPTAにも情報が届くような依頼方法をとる。	3	情報が学校へ届いた後に、どのように活用されるかを考える必要がある。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	I 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進
具体的な施策	①公的審議会等への女性委員の登用促進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
14	女性委員登用に向けた意識啓発	女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女共同参画課	審議会等への女性委員登用促進について、全庁的に通知を実施。 事前協議（委員推薦伺い合議）の際、女性委員登用の考え方について助言を行った。 女性委員登用率が極めて低い部署に対して、改善に向けた助言を行った。	女性委員の登用率が、対前年度比で0.8%増加した。	女性委員0や登用率が極めて低い審議会等の解消が急務である。 事前協議が形骸化している審議会等がある。	女性委員登用の必要性への理解を広げる取組を継続する。 女性人材バンクの登録者を増やす。	3	令和6年度登用率50%に向けて取組を進める。
15	唐津市女性人材バンク登録者の拡大	審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女共同参画課	市報、新聞、ケーブルテレビ等で情報収集し、候補者情報の把握に努めた。 各地域での候補者開拓について、民生委員地区会長会へ出向き候補者推薦の依頼を実施した。	令和6年度の新規登録者：5人 (令和6年度末登録者：31人)	登録者の拡大に向けた取り組みの強化が必要。	引き続き市民センターや公民館などから候補者情報の把握に努めるとともに、候補者に直接働きかけるなど、具体的な取組を進めていく。	4	候補者推薦の依頼活動を実施したことにより、令和6年度は、5人の新規登録があった。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進
具体的な施策	②あらゆる分野における女性の参画促進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
16	人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの開催と情報提供	あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の開催や情報提供を行う。	男女共同参画課	レゾナ主催のフォーラムに補助金を交付し、女性参画の啓発に寄与した。 市内企業や団体等の女性職員を対象としたキャリアアップセミナー（全4回）を開催し、女性管理職の人材育成を行った。 女性のためのデジタル活用講座（全2回）を開催し、女性にデジタルスキルを習得させ就労につなげる講座を開催した。 佐賀労働局による産休制度説明会を開催し、経営者向け啓発を行った。 アバンセ主催セミナーや女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーの情報提供を行った。	男女共同参画フォーラムの参加者数：50人 女性社員のキャリアアップセミナー（全4回）：受講者11名 女性のためのデジタル活用講座（全2回）：受講者16名 アバンセ主催セミナー（地域女性リーダー養成セミナー、政治参画セミナーなど）、女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナー（女性の活躍推進セミナーなど）市HP掲載・チラシ配布など情報発信。	ターゲットを絞った事業実施により、男女共同参画を理解し行動することができる人材育成など、効果的な実施方法を検討する必要がある。 女性の就労につながるデジタル人材育成に係る講座など、効果的な実施方法の検討が必要である。	各種団体のメンバーや唐津市女性人材バンク登録者などターゲットを絞り、人材育成の成果を具体的な取組に生かせるよう努める。 広くたくさんの世代からも、人材育成ができるような取り組みに努める。	4	あらゆる分野で男女共同参画の理解促進と女性の活躍を推進するため、効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。
17	男女共同参画を推進する市民グループ、団体などの連携強化	地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習文化財課	地域で活動されている婦人会を講師とした主催講座（家庭のレシピ）を開催できた。	講座開催数：3回 講座参加者数：49人	各種団体の会員の減少及び会員の高齢化、固定化	男女共同参画の普及、意識の向上に役立てるよう、幅広く参加を推進する。	4	男女共同参画を推進する団体と連携強化を行い、男女共同に関する講座を開催することができた。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	I 男女共同参画の意識づくり・社会づくり
施策の方向	（4）市役所での取組強化
具体的な施策	①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担当課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
18	男女共同参画の意識の徹底、向上	職員の男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を行う。	人事課	男女共同参画に関する研修、女性活躍推進に関する職員研修を実施した。 ①男女共同参画研修 ②女性職員キャリアアップ研修	①男女共同参画研修 新規採用職員及び管理職を対象に実施〔新規採用職員33名、管理職16名受講〕 ②女性職員キャリアアップ研修 主査、副主査の女性職員を対象に実施〔31名受講〕	より多くの職員が参加できるよう、対象者、実施方法等を検討する。	今後も対象者、実施方法等を見直しながら継続して実施する。	5	予定していた研修を実施できた。
19	管理職の女性職員登用の促進	性別にかかわらず、意欲や能力、業務実績による適正な配置に努める。	人事課	女性職員の登用を促進し、管理職における女性の割合の向上に努めた。	人事異動に際しては、性別に関係なく、一人ひとりの能力や適性、モチベーション、人間関係などの適性を踏まえた人員配置に努めた。 令和6年度中に部長級1名、課長級3名、副課長・係長級14名を昇任させた。	女性の管理職の割合はまだ低い状況である。	職員の能力、適性等を見極めた上で、職員の意欲に応じた配置を行う。能力開発のための研修等を積極的に進めていく。	3	個々の能力や適性を考慮し女性職員を昇任させたが目標値には及ばなかった。ひきつづき女性職員の意欲を向上させる研修等の取り組みが必要である。

No.	令和6年度中								
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
20	セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	職員相談員による相談受付など、総合的な課題の解決と職場環境の整備を行う。	人事課	(1)職員相談員の選任・相談方法について 通知サービスで周知。 職員相談員の選任：23人 (2)メンタルヘルス相談 月2回開設（希望がない時は実施しない）メンタル不調者への早期介入や長期療養職員の職場復帰支援者の増加に対応するため、令和4年度から開設日を月2回に増やした。 (3)ログチャットによる相談「もやもや解消保健室」開設(R5.2月～) (4)職員相談員向け研修を開催し、相談員のメンタルヘルス理解とスキルアップに努めた。	(1)令和6年度職員相談員相談：実92人、延127人 (2)メンタルヘルス相談：13回(延22人) (3)「もやもや解消保健室」：実29名、延49件 (4)職員相談員向け研修：1回目18名、2回目18名	相談が必要と思われる職員に対し積極的に声掛けをおこなう、相談機会を増やしていく。	必要な人が利用できるためにも、周知を継続していく。また、ログチャットの活用など相談窓口が身近に感じられるようにした。	5	相談窓口の整備は、おおむね順調であり、周知についても継続的な実施により順調に進んでいる。
21	ワーク・ライフ・バランスの推進	業務の削減、超過勤務の削減、休暇取得率の向上など働き方の見直しと、仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課	(1)時間外勤務の適正管理に向けて、①時間外勤務時間数の管理表の活用、②時間外勤務時間の上限超えに係る理由の確認と指導、③7月と8月を強化月間とした各種取組み、④タイムマネジメント研修をはじめとした各種研修などを実施した。 (2)休暇休業等の取得促進に向けて、ワークライフバランス通信の発行、仕事と家庭の両立支援ハンドブックの改訂及び管理職向け研修等を実施した。	(1)時間外勤務について、前年度と比較して一人当たり年間約4時間減少した。 (2)年次休暇取得率について、前年と比較して一人当たり取得日数が0.6日増加した。	時間外勤務の縮減について、タイムマネジメントの徹底や事務改善により効率的な職務執行に努めるとともに、普段から定時退庁しやすい雰囲気づくりを心掛ける必要がある。 年次休暇等の取得について、計画的に取得するよう定期的に通知し、取得しやすい環境づくりが必要である。	時間外勤務の適正化及び計画的な休暇取得の推進に向けて、引き続き、職員一人ひとりの意識改善につながるよう周知を図る。 また、研修の実施により、管理職の意識の醸成を行うとともに、配下職員への指導を徹底する。	4	前年度に比べて一人当たりの時間外勤務が減少したほか、男性職員の育児休業や年次休暇の取得について取得率が一定程度向上した。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(1) 地域防災における男女共同参画の推進
具体的な施策	①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
22	市民の防災体制の構築の奨励や支援	自主防災組織の設立や活動を支援する中で、出前講座などを通して、自主防災組織における男女共同参画の視点的必要性の周知に努める。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	説明・周知の取り組みは行っているものの、さらなる理解促進が必要。 自主防災組織、住民向け防災講話・防災訓練の実施：計55回	男女共同参画の視点的必要性の周知のため、研修資料のさらなる充実等が必要。	防災講話、防災訓練の際に、具体的な事例、男女参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成の取り組みなどを紹介し、理解を求める。	3	防災の基礎知識がメインテーマとなり、男女共同参画の視点の説明・周知についてはさらなる充実が必要。
23	多様なニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着（女性による配布）など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。	危機管理防災課	生理用品や液体ミルク、哺乳瓶等の物資の整備を図る。	長期の避難所運営の実績はない。また、唐津市防災備蓄計画に基づき、備蓄品の整備を進めた。（4年目）	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に要する資器材の種類の精査が必要である。	避難所運営マニュアル作成検討委員会に加え、防災講話のような住民との意見交換の場等のあらゆる機会に意見を集めることが必要。	3	物資の計画的な整備を実施している。（4年目）
24	地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。	危機管理防災課	唐津市防災会議を開催する。	令和5年8月に地域防災計画の改訂。	男女共同参画の視点を取り入れた長期の避難所運営マニュアルの作成及び訓練が必要。	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアル検討委員会での検討結果を踏まえ、地区（地域）に特化した避難所運営マニュアルを作成する。	3	避難所運営マニュアルの検討を踏まえ、避難所運営マニュアルを作成する必要がある。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
25	災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	国、県や他の自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。	男女共同参画課	アバンセ主催女性防災リーダー養成講座を危機管理防災課と共催した。国・県の男女共同参画の視点を取り入れた防災研修に危機管理防災課とともに参加した。 令和2年度に作成した男女共同参画啓発映像「唐津市男女共同参画劇場～とっておきの?!防災編」を引き続き市ホームページに掲載した。 市役所男女共同参画の日の啓発で職員向けに男女共同参画の視点に立った危機管理防災課の取組を紹介した。	防災部門における男女共同参画の重要性が明確になり、これまで以上に意識的に取り組む機運が高まっている。	防災分野における政策・方針決定過程に女性の意見を取り入れるため、防災に関する審議会等への女性委員登用をさらに推進する必要がある。 市民の関心・意識をより高めていく必要がある。	国や県の動向把握に努め、引き続き関係課と情報共有等していく。	4	アバンセ主催の女性防災リーダー養成講座を唐津市で実施したことにより、市民の男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災への関心が高まり、令和7年度以降広がりを見せはじめている。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	(1) 地域防災における男女共同参画の推進
具体的な施策	②防災分野への女性の参画促進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
26	消防団への女性の参加促進の啓発	予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課	市広報で男女消防団員の募集を行うとともに、火災予防週間などのイベント時に、時には女性消防団員とも一緒に広報活動を行った。	入団を検討しているという人が出てきた。	女性に限らず消防団員が年々減少しており、団員の確保が難しい。	各地区のイベント等に参加し、勧誘を行う。 メディア等の広報媒体を利用した勧誘活動の実施	3	可能な範囲で勧誘活動を行ったが、女性消防団員数が停滞しているため。
27	防災分野への女性の積極的参加の啓発	自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	説明・周知の取り組みは行っているものの、さらなる理解促進が必要。 自主防災組織、住民向け防災講話・防災訓練の実施：計40回	現在自主防災組織においては、町内会役員がそのまま自主防災組織役員を兼ねる場合が多く、女性のさらなる参加が重要。男女共同参画の視点の必要性の周知のため、説明・周知の充実等が必要。	各地区の総会や防災行事の際、自主防災組織の班編制に女性を入れるなど、男女参画の視点について理解を求める。	3	防災の基礎知識がメインテーマとなっており、男女共同参画の視点の説明・周知についてはさらなる充実が必要。
		自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課	防災訓練支援：1回 自主防災会意見交換会:1回 地域防災リーダーフォローアップ講座：4回	防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点を加えた。 地域防災リーダーフォローアップ講座において、防災リーダー及び地域住民を対象に「男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営」の講演を行った。	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させることが重要。	防災訓練や地域防災リーダー研修会等を実施する際に男女共同参画の視点をさらに充実させる。	3	概ね順調であるが、さらなる理解促進が必要。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	（2）生涯を通じた心身の健康支援
具体的な施策	①性の違いに応じた心と身体 の健康づくりの推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
28	身体 の健康づくりの場の確保	生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課	高齢者の通いの場での健康教育・健康相談を8圏域すべての日常生活圏域で実施した。	8圏域8か所の通いの場において、各2回認知症・糖尿病予防のための健康教育・健康相談を実施できた。 高齢者の通いの場での健康教育の実施回数：14回 ※残り2回は令和7年4月に実施予定	市内には各地区で通いの場での運動教室が開催されており、まだこちらが介入していないサークルがある。新規に開設された通いの場もあるため、地域包括支援課と連携を図り、今後も継続して健康教育を実施していく必要がある。	令和6年度に新たに立ち上げた通いの場を含め、引き続き健康教育を実施していく。	5	対象者と日程調整を行いながら、8圏域で健康教育・健康相談を開催できた。
			保健医療課	○北波多総合保健センターでの実施 唐津市国民健康保険加入者40～74歳を対象に公募 ・エルゴメーター（自転車）運動教室 40歳以上に一般公募。 ・腰痛膝痛コンディショニング教室 ・気功教室 ○唐津市保健センター、地区公民館などで健康教育実施	教室利用者は、運動や健康意識の変化は確実に得られている。 ・エルゴメーター運動教室（26回） ・腰痛・膝痛コンディショニング教室（15回） ・気功教室（4回） ・健診結果説明会時の運動指導（2回） ・その他健康教育（46回） 合計健康教育実施回数：93回	・運動教室参加後にも自宅で継続できるように取り組んでいるが、なかなか継続されることが難しい。 ・高齢化が進み、40～64歳以下の健康増進事業対象となる参加者が少ない。	運動教室については、ジムが市内にも10か所以上あり、地区公民館等でも類似の教室もあっていることから今後も運動教室は北波多総合保健センターを拠点として実施。	4	集団健康教育ができていない。運動教室については北波多を拠点とし、縮小した形で計画どおり実施できた。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
29	特定健康診査などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	がん検診の受診を促進する。	保健医療課	○がん検診カレンダーの全戸配布と毎月発行の保健だよりにより日程等掲載、検診案内通知書の郵送により住民へ周知した。 ○WEB申し込みを開始し、予約がとれやすいようにした。 ○保健センター等での集団検診、医療機関で個別検診を実施した。 ○未受診者に対し定期的に通知をおこなった。 ○夜間検診（肺、大腸）をおこなった。 ○健診予約者の未受診者への受診勧奨 <集団検診> ・特定健診同時実施72回 ・日曜検診 13回 ・女性のみ検診日 5回 ・夜間検診 1回	受診勧奨を行ったこととWEB予約を開始したことで受診者数は増加した。 夜間検診は、昼間受診できない人が新規で受けることができた。 ○受診者数 胃がん 2,896人(見込) 大腸がん 6,584人 肺がん 6,297人 子宮がん 7,084人(見込) 乳がん 3,075人(見込)	がん検診の受診者数は前年度より増加したが、働き盛りの40・50歳代の受診者が少ない。	未受診者への再勧奨通知は継続し、受診率向上の取り組みを強化する。	4	受診勧奨等を行ったことで受診者数は増加した。
		特定健康診査の受診を促進する。	保険年金課	国保被保険者（40～74歳）を対象に特定健診を実施し、保健センター等での集団健診と、指定医療機関での個別健診を実施した。 ◎がん検診と同時実施 ※対象者へ個別の案内通知 ・休日健診 18回 ・女性の健診 5回 ・夜間健診 1回 ◎年間健診カレンダーを4月に全戸配布	令和6年度は保健センター等での集団健診は71回実施。	新型コロナウイルス感染症の流行から、健診の受診者数が減少。その後も集団健診の受診者数は増加しているが、個別健診の受診者数が減少したまま、特定健診の受診率が伸び悩んでいる。	今後特定健診の受診勧奨を継続していく。がん検診との同時実施の継続。個別健診の受診率向上のため受診勧奨の取り組みを強化する。	3	新型コロナウイルス感染症の流行から受診離れが現在も続いており、受診率が伸び悩んでいる。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		特定保健指導の参加を促進する。	保険年金課	国保被保険者（40～74歳）を対象に行った特定健診受診者の内、特定保健指導に該当となった対象者に保健指導を実施した。	令和7年9月の報告に向けて、現在も保健指導を継続して実施している。	新型コロナウイルス感染症の影響により、健診を受けない人が増加している。	特定健診受診者で、生活習慣の改善が必要な者等に、健診の継続受診と、生活習慣病について（予防や重症化予防）保健指導を行う。	3	現在も保健指導継続中
			保険年金課	集団健診受診者で保健指導が必要な者に、結果説明会を37回実施している。説明会欠席者には、別日の来所や家庭訪問等で対応している。個別健診受診者で保健指導が必要な者には家庭訪問等で対応している。	集団健診を受診者で特定保健指導対象者(情報提供者含む)1,108人中1,074人の方が説明会、または別日の来所や訪問等で初回面接を終了した。(R7年2月末時点)	初回面接の終了者の割合を維持する。	結果説明会への来所（面接）が都合悪い場合は、訪問等で柔軟に対応していく。	4	結果説明会対象者への初回保健指導を96.9%実施したため。(R7.2月末現在)
30	健康相談の充実	生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課	国保被保険者（40～74歳）を対象に行った特定健診受診者の内、保健指導に該当となった対象者に保健指導を実施した。特に糖尿病予防を優先課題と位置づけ、糖尿病予防のための保健指導を実施した。	糖尿病型に該当する人への保健指導を実施した。糖尿病型（HbA1c6.5%）の人への保健指導実施率：57.1%(R7.3月末現在)	健診結果において糖尿病型（HbA1c6.5%）以上に該当する人の割合が増加している。	糖尿病型に該当する人を優先に保健指導を実施していく。	3	現在も保健指導継続中
			保健医療課	唐津市保健センターは毎週1回、各市民センターでは、毎月2回計画をし、実施。	定期開催しているが、利用者数は減少している。健診後のフォローや血圧測定、検尿検査も利用され、疾病予防と健康管理に役立てられている。また、管理栄養士による健康相談には健診後、食生活を改善したいと主体的に相談に来所され、継続的に相談するケースもあった。	市民センターによっては、利用者が少なく、利用しやすいような工夫が必要である。	継続して実施。より効果的な健康相談ができるよう予約制を継続する。（事前に健診のデータなどの確認ができ、有効な対応ができる）	3	周知は行っているが利用者が固定化している。

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
		高齢者が、介護を必要とせずに安心して生活できるよう健康相談及び介護予防のケアマネジメントなどの支援を行う。	高齢者支援課	《老人クラブ団体運営事業費の実施》 老人クラブの運営費の補助事業を実施した。	高齢者の健康活動支援を図ることができた。	各種健康活動について、性の違いを踏まえたプログラム構築が課題。	老人クラブに対し必要な情報提供を行う。	4	会員数は減少傾向にあるものの、健康活動等の充実化が図れている。
			高齢者支援課	《認知症高齢者生活支援事業の実施》 認知症高齢者等に対して、生活を営むのに支障があるものに対して、地域において自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などの相談支援を行った。	認知症高齢者が地域の中で自立した生活ができる福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの相談支援を行うことができた。	高齢化の進展に伴い、認知能力の低下が著しい高齢者にも対応できるよう、制度の充実と普及をさらに図る必要がある。	認知能力の低下が著しい高齢者にも対応できるよう、2017（平成29）年度から社会福祉士を配置した。	3	支援件数は目標値を超えたが、相談件数が前年度に比べ大幅に減少した。
31	薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課	薬物乱用防止および受動喫煙については、集団健診等の待合室にポスターを掲示した。	健診等多く来所者がある、目につく場所に掲示したこと、多くの人が閲覧できたことを考える。具体的な成果はない。	予算は計上していないため、ポスターや啓発物が県から届かないと掲示ができない。	広報で普及啓発に努める。	3	今年度はポスター掲示のみだったため。

No.	令和6年度中								
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
32	メンタルヘルスケア、心の病を予防する対策の充実	ゲートキーパーや民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課	こころの相談を年18回実施。 ゲートキーパー養成講座6回開催（対象：市民） 自殺予防週間、自殺対策月間期間中、自殺対策に関する展示や普及啓発グッズを設置配布（3箇所）。3月保健だよりでうつ病についての特集記事掲載、啓発普及活動を行い、3月は中学3年生全員に啓発グッズを配布、県と共催でこころのとしょかんを近代図書館で実施した。 唐津地区自殺対策連絡協議会年1回実施	唐津市の自殺者数は令和2年17人、令和3年26人と増え、令和4年は22人、と減少傾向だったが令和5年は31人と増加、令和6年は24人だった。 ・こころの相談利用者、36人（18回） ・ゲートキーパー養成講座、150人（6回） ・予防週間、月間での啓発グッズを配布した。 唐津地区自殺対策連絡協議会年1回実施	さまざまな理由が重なり、うつ病などの精神疾患を発症し、自殺に追い込まれることが多いため、追い込まれる前に相談することの重要さと、うつ病についての正しい知識の普及が課題となる。働き盛りの50歳代から70歳代の高齢者に自殺者が多いことから、ゲートキーパー養成講座の対象者を検討する必要がある。	自殺対策事業は引き続き実施し、相談先の周知やさまざまな相談を受ける市民に近い市職員が全庁的に自殺対策に取り組む。また、ゲートキーパー養成講座については、職域や高齢者、ケアマネジャーを対象に実施する。	4	計画的に実施することができた。
33	県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課	健康づくり推進協会 1回 健康づくりネットワーク会議 1回を開催した。	健康づくり推進協議会 参加者28名 健康づくりネットワーク会議 参加者34名 各団体が感じている問題を共有し、今後の活動に繋がる情報交換を行った。	唐津市の保健事業の推進にあたっては、市民及び関係団体並びに行政が一体となって取り組むことが必要。	健康づくり推進協議会、ネットワーク会議をそれぞれ年2回実施予定。	4	会議開催し、事業関係者から意見を聴取することができた。
34	健康づくりイベントの開催	生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	スポーツ振興課	様々な年齢の方が参加可能な市民種目別スポーツ大会や市民球技大会、スポレク祭などのスポーツ行事を実施した。	市民種目別スポーツ大会は、2,225名、市民球技ソフトボール208名、バレーボール77名、ゲートボール52名、スポレク祭400名の参加があった。	大会・イベントなどの開催について広く周知を行う。	今後も市報及びホームページ等で広報していく。	3	SAGA2024 国スポ・全障スポ開催により中止した大会があったため、全体の参加者が減少した。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	（2）生涯を通じた心身の健康支援
具体的な施策	②妊娠・出産に関する理解の促進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								自己評価	評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針			
35	男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行う。	保健医療課	母子健康手帳交付時に佐賀県作成の「SAGAPAPA」「Let's TAKE IKUKYU」の子育て冊子を配布した。	母子健康手帳交付時に子育て冊子を配布。（644人に配布）	母子健康手帳交付には、妊婦のみの来所がほとんどであり、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない。	母子健康手帳交付時に子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらう。	3		母子健康手帳交付時に家族の来所が少ないため、妊娠・出産・育児への家族の理解を家族に話せる機会が少ない
		身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。	保健医療課	母子健康手帳交付時や妊娠・出産に伴い、必要時支援計画を作成し、関係機関と共有し支援を継続した。	支援計画作成（母子健康手帳交付時）：60件〔妊娠届の14.2%〕 支援計画作成（出産後）：13件	母子健康手帳交付時の支援計画作成率が高くなっており、支援が必要な妊婦が増えている。	母子健康手帳交付時や出産後必要時支援計画を作成し、関係機関と情報共有を行い、妊娠・出産に伴う問題を抱える母子の子育て支援につなげたい。	4		妊娠・出産に伴う問題を抱える母子の子育て支援につながった。
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。	保健医療課	不妊治療支援助成金不妊治療費の一部を助成した。	不妊治療支援助成金 5件（内訳） 20万円：1件 10万円超20万円未満：0件 10万円：4件 5万円以上10万円未満：0件 5万円未満：0件 男性不妊：0件	令和4年度から不妊治療の治療費が保険適用となり経済的負担が減ったことから、令和5年度から助成対象を43歳以上の女性に変更したため、申請件数が減少した。令和6年度は経過措置分がなくなり更に減少した。	不妊治療の治療費が保険適用となるのは、43歳未満の女性に限られるため、43歳以上で保険適用外での治療を行う方を対象としたい。	4		不妊治療を行う医療機関を通して、唐津市の助成制度の周知を行った。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		働く女性の母性保護の啓発を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定については、前年度に引き続き市HPにおいて広報を行った。アバンセで行われる「働く女性のこころとからだケアセミナー」及び「フェムケアSAGA」のチラシ配置及び商工団体へ周知を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供をいただくとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	4	情報収集を行い、広報活動を行う。
36	妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	妊婦健診結果をもとに、指導や不妊・不育に関する相談支援、予期しない妊娠などに関する相談などを行う。	保健医療課	妊娠届や妊婦健診の情報から、身体的ハイリスク、社会的ハイリスクの母子に対しては随時相談を行い、必要な場合には計画をたて継続支援を行った。また、不妊治療助成事業を行った。	妊産婦、乳幼児の相談は随時行っている。 令和6年度の不妊治療助成申請は5件。	令和4年度から不妊治療の治療費が保険適用となり、不妊・不育に関する相談件数が減少した。	随時相談、ハイリスク者への教室等の紹介、不妊治療助成を継続。	3	産前産後の母子に対する相談支援は継続的に行っており、育児不安や身体面の不安軽減につながっている。妊娠前の不妊、不育の相談件数は少なく、課題が残る。
37	母子保健対策事業の推進	妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親と子どもの健康を守る。	保健医療課	唐津市周産期医療対策委員会実務者部会を開催した。	唐津市周産期医療対策委員会、実務者部会1回開催し、周産期医療体制の連携強化が図られた。	現状の体制を維持し、連携を図っていきたい。	今後も、唐津市周産期医療対策委員会及び実務者部会を開催し、周産期医療体制を充実していく。	4	令和6年度は本委員会の開催ができなかったため、令和7年度に開催すべく調整したい。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	（3）暮らしに困難を抱えた人への支援
具体的な施策	①困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
38	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。	こども家庭相談室	母子家庭等の生活安定と経済的自立を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、生活の負担を軽減して資格取得を容易にするために訓練促進給付金等を支給した。 自立支援教育訓練給付金受給者数：3人 高等職業訓練促進給付金受給者数：17人	看護師、美容師等の専門的資格を取得することにより有利な雇用条件での就労につながり経済的自立を図ることができた。	就業に関する相談や就業の継続の支援等、資格取得後も継続した支援が必要。	給付金受給者の就労状況の調査や現況の確認、職場での悩みに関する相談受付等を定期的に実施する。	4	給付金受給者の就労状況の調査や現況の確認、職場での悩みに関する相談受付等を定期的に実施できた。
		ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。	こども家庭相談室	子どもの修学・就職などで資金が必要な母子・父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立のため子どもを小学校、中学校、高等学校、大学等への入学及び就職のために必要な資金の貸付相談支援を行った。 審査実績件数：1件 母子父子寡婦福祉資金貸付相談件数：延べ88件	融資の実行先である唐津保健福祉事務所と連携する事により、申請から審査までの流れを説明し、スムーズに相談支援を行う事ができた。 審査実績件数：1件 母子父子寡婦福祉資金貸付相談件数：延べ88件	貸付対象者の経済基盤は元々不安定な場合が多いため滞納が発生する。	学費の貸付（償還）が、子の将来の自立を阻むことのないよう生活課題を含めた総合相談支援を行っていく。	4	融資の実行先である唐津保健福祉事務所と連携する事により、申請から審査までの流れを説明しスムーズに相談支援を行う事ができたため。
39	ひとり親家庭の居住支援	ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。	建築住宅課	母子（ひとり親）世帯の優先入居（抽選回数を2回とする）を実施した。	市営住宅への入居の確率を上げることで、母子（ひとり親）世帯の経済的負担について支援することができた。	なし	なし	5	母子（ひとり親）世帯の経済的負担について支援することができた。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		高齢者の生活支援体制を整備する。	地域包括支援課	生活支援体制づくりとして地域ごと（中学校区等）に協議体を設置。生活支援コーディネーターや地区社協等と連携し、高齢者アンケートによる地域課題の把握や地域の取組み内容を検討した。 高齢者等が指定の介護施設やサロン等でボランティア活動を行った。	27全地域で協議体設置完了。 生活支援コーディネーター14人配置。 一部協議体では介護予防のための百歳体操や生活支援活動等の支え合い活動を実施した。 百歳体操：60か所、1073人 生活支援活動：19か所の地域協議体で実施 介護支援ボランティア登録者数：248人 介護支援ボランティア活動指定施設数：143か所 活動指定施設数を増やした。 また、活動者の意識向上や人材育成の研修会を実施した。	地域により協議体の取り組み状況に温度差がある。 継続的・安定的な支え合い活動の仕組みを作る必要がある。	地域協議体の活動や取り組み、地域の支え合いについての啓発を行う。 ボランティア活動のためになる研修会を実施する。	3	地域協議体が27全地域で立ちあがり、地域の課題について各地域で取組み内容を検討した。一部地域では生活支援活動等の取り組みが始まった。
		高齢者の見守り体制づくりを推進する。	地域包括支援課	近隣の地域住民が連絡員となり、見守りが必要な在宅の一人暮らし高齢者等を週1回以上訪問した。 高齢者見守りネットワークに登録した協力事業所等が日常業務の中で見守りを実施した。 認知症サポーター養成講座を実施する等、協力事業所への働きかけを行った。	連絡員数：374人 見守り対象高齢者数：383人 協力事業所数：106事業所	地域により連絡員数や見守り対象者数にばらつきがある。 連絡員のなり手がいない。 協力事業所からの情報提供がほとんどなく、地域での早期発見につながっていないため、見守り活動の意識強化と知識の普及啓発が課題である。	地域の理解や協力を得ながら見守り体制を充実させる。 事業の意図や活動意識の強化、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組む。	3	体調等の変化を早急に察知したり、閉じこもり防止や孤独感の軽減につながっているが、連絡員が不足しており、地域によって連絡員数や見守り対象対象者数にばらつきがある。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	
40	高齢者が安心して暮らせる環境づくり		高齢者支援課	《シルバー人材センターへの運営費補助を実施》 高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図る目的で、事業を行う公益社団法人唐津市シルバー人材センターに対し、シルバー人材センター事業に要する経費のうち事業費の一部を補助した。	高齢者等の職業の安定に寄与することができた。 補助金額：16,177千円	就業機会の拡大と会員の拡大が課題である。	拡大に向けた広報の協力をさらに検討する。	3	就業機会や会員拡大への取組みが必要なため。
			高齢者支援課	《地域共生ステーション推進事業補助金を実施》 佐賀県は、宅老所、ぬくもいホーム、交流サロンを総称して「地域共生ステーション」と呼んでおり、多様な福祉サービスの充実を図っている。 市では県と連携し、ぬくもいホームまたは交流サロンの新規開設を行うNPO法人などに対し、施設整備費や初度設備費の一部を助成する。	令和6年度の実績はなし。	全ての日常生活圏域への設置がなされることを目指し、今後も整備推進を図る必要がある。	様々な媒体を通じた事業の周知を継続する。	3	令和6年度は申請がなかったため。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。	高齢者支援課	《社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減事業を実施》 低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。 市は、当該事業を実施した社会福祉法人等に対し、補助金を交付した。	令和6年度は5法人に対し補助金を交付し、対象者89人の介護サービス利用に貢献した。	社会福祉法人に対し、さらなる普及を働きかける必要がある。	社会福祉法人に対し、制度の趣旨を理解してもらい、制度活用を推進する。	4	概ね目標値を達成している。
			高齢者支援課	《高齢者住宅改修支援事業を実施》 居宅介護支援の提供を受けていない要介護（支援）者に対し、介護支援専門員等が住宅改修に関する相談・助言及び介護保険制度の利用に関する助言を行うことにより、高齢者福祉の充実に努めるもの。市は、介護支援専門員が住宅改修の給付申請に係る理由書を作成した場合、作成事業者に謝金を支払った。	令和6年度は、8件の要介護（支援）者の住宅改修に関する介護保険制度活用を図った。	制度のさらなる周知が必要。	ガイドブックを活用した窓口での周知に努める。	3	制度の周知に不十分な点がある。
			高齢者支援課	《高齢者緊急通報装置貸与事業を実施》 一人暮らしで健康面など在宅での生活に不安のある虚弱な高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することで、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図った。	緊急通報受信時は、あらかじめ登録された協力員に安否の確認依頼や救急車の出動依頼をするなど、24時間体制での対応によって、緊急時の不安解消や高齢者の安否確認にもつながった。	一人暮らし高齢者の24時間安全安心地域ネットワークの構築のため、事業の周知をさらに図る必要がある。	事業の周知方法を検討する。	4	概ね目標値を達成している。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
41	障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。	障がい者支援課	障がい福祉サービスや社会資源の量と質を確保しながら、障がいのある人の生活を支援するとともに、障がいのある人の家族に対しても、ショートステイや日中一時支援事業等の利用により、家族の身体的・精神的負担軽減を図ることで、地域での生活を支援した。	市内の障害福祉サービス事業所は年々増加傾向であり、利用希望者の選択肢も増えている。 日中一時支援やレスパイト事業等も含め、できる限り利用者の家族や支援者の希望に沿うことで、負担軽減に繋げることができていると考えられる。	事業所は増加しているが、利用希望者も増加しているため受け入れ先に余裕がない。	新規事業所が市内で開所しやすいよう体制を整えていく。	4	利用希望者および利用者は増加傾向であり、利用家族の負担軽減に寄与できている。
		専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。	障がい者支援課	障害のある人やその家族等からの相談に対して、専門の相談員（主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）が対応し、各種の障がい福祉サービスや社会資源の利用援助、情報提供等を行い、必要に応じて関係機関とも連携し、社会参加や自立を支援した。	障がい者相談支援センターにおいて相談に応じることで、不安を解消し地域生活に繋げることができている。 令和6年度相談支援件数：14,457件	相談が困難化・複雑化してきており、他機関との連携が不可欠。相談対応に高い専門性が必要となっている。	これまで以上に細かく傾聴することで、不安を解消し生活支援に繋がる対応方法を探っていく。関係機関と連携をとりながら、対応する。また相談員のスキルアップも図り相談対応力の向上を図る。	4	令和6年度に基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図ったことにより、相談支援件数の増加に繋がった
		緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。	障がい者支援課	緊急時の対応や、親なき後の生活に対する支援等のため、地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。	地域生活支援拠点整備については、北部地域自立支援協議会における専門部会において、整備へ向けて協議を進め令和5年度中に整備が完了した。 令和6年度は、事業所登録数及び利用登録者を増やすことに努めた。 令和6年度 事業所登録数：22事業所 利用登録者数：5人	地域生活支援拠点の整備の事業所登録や利用者の登録による状況の把握を進める必要がある。	できるだけ多くの事業所に地域生活支援拠点整備について理解を得て登録を促す。	4	令和6年度は、事業所登録数及び利用登録者を増やすことができた。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	2 安全・安心な社会づくり
施策の方向	（3）暮らしに困難を抱えた人への支援
具体的な施策	②性別にかかわらずあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								自己評価	評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針			
42	啓発活動の推進	「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。	人権・同和对策課	市報等による広報 同和問題講演会 8月22日（木） 相知交流文化センター パネル等展示 市役所本庁エントランス 相知交流文化センター 懸垂幕設置 大手ロスタービル 市民センター	人権について多くの方に啓発することができた。 「同和問題講演会」を実施し、参加者は254人であった。	同和問題講演会の開催場所と参加者増	新市民会館完成後の取り組みの検討	4		コロナ後の参加者増はおおむね順調に進んでいる。
		企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高める。	人権・同和对策課	企業内人権研修会等への講師派遣事業 案内 市内139事業所へ 送付 派遣8事業所 講師 生涯学習文化財課 「社会・同和教育指導員」	企業内研修を12日回実施し、延べ378人が参加した。	企業における研修会実施の推進	条例に事業者の責務を規定する。 企業等への周知。	4		概ね予定通り実施できた。
43	人権研修の実施	高齢者の人権問題や、障がいのある人との共生社会の実現のために関心と理解を深める人権研修の推進を行う。	生涯学習文化財課	公民館講座における高齢者学級で研修を開催した。	多くの公民館で開催されている高齢者の健康生きがいづくりのための学習機会において研修を開催できた。 高齢者学級等の開催回数：12回 高齢者学級等の参加者数：353人	より幅広い参加を推進する。	高齢者にも分かりやすい題材等を用い関心と理解を深めていく。	4		出席者から内容がよく理解できたとの声と、質疑においても満足されていた。
		性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権研修を行う。	生涯学習文化財課	性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権・同和問題研修を行った。	人権・同和問題は多岐にわたるため、広い範囲での人権問題として、LGBTsについても研修を行った。	正しい理解を深めることと、偏見や差別なくするための啓発をしていくことが必要である。	性的指向や性自認等に関して、研修で扱う回数を増やしていく。	3		深く掘り下げた研修等はできていないが、人権問題の1つとしてある程度の関心と理解を深めることができていく。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
44	相談窓口の周知	法務局が設置する人権相談や、佐賀県DV総合対策センターが設置するLGBTsに関する相談窓口を、市ホームページや市報などで周知する。	人権・同和対策課	《人権相談窓口の周知》 ホームページの相談窓口ページや「人権擁護委員の日」記事など「人権」のページから相談窓口の案内にリンクするよう設定した。 毎号の「市報」で人権相談の案内を行った。	法務局での相談件数：28件	本庁、市民センター、公民館等で開催する特設人権相談の利用が少ない	公民館等で開催周知を行ってもらう。	4	概ね予定通り実施できた。
		民間の支援団体の情報提供を行う。	人権・同和対策課	LGBTQ支援団体のイベントへメッセージを送った。	支援団体との交流ができた。	民間支援団体の情報が少ない。	LGBTQ支援団体との交流など積極的に実施していく。	3	支援団体は少ないが、少しずつ情報を得てきている。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	（1）職場における男女共同参画と女性活躍の推進
具体的な施策	①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
45	広報・啓発活動の推進	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	佐賀労働局から提供された、無期転換ルールについての情報を市HPに掲載することにより、制度の周知につながった。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
		女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	事業者向けに両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」が新設されたことを市HPに掲載し、不当な取扱い、差別的慣行の撤廃を推進に繋がった。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
		男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	年休等取得に係る広報を年4回市HPに掲載し、制度の啓発を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
		経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。	男女共同参画課	市内の企業や団体の女性社員を対象としたキャリアアップセミナーを開催するにあたり、経営者や管理職などに参加者の推薦を依頼するなど、意識改革に向けた啓発を行った。 女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーの情報提供を行った。 男女共同参画に関する市新採職員向け研修の受講を管理職にも推奨した。	女性活躍推進セミナー（女性社員のキャリアアップセミナー） 受講者：8社11人 女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーのチラシ配布 市管理職の受講者16人	より多くの経営者や管理職に届く啓発することが課題。	市内企業全体への啓発や情報提供をより積極的に行うことが必要。 企業と受講者が共にメリットにつながるよう、セミナー内容を充実させる。	3	女性活躍推進への取組が企業と労働者双方にとってメリットにつながることを分かりやすく伝える工夫が必要である。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
46	企業の取組促進に向けた支援	女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。	男女共同参画課	市ホームページ等で先進的な取組事例の情報発信を行っている。	先進事例を紹介することで、市内他事業所や市民の意識を高めることができている。	市内企業の先進的な事例を積極的に収集し、内容を工夫して情報発信する必要がある。	市内企業の取組に関する情報収集を行い、市ホームページなどを通じた情報発信に力を入れる。	3	先進的な取組事例の情報を積極的に発信する必要がある。
		女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行う。	商工振興課	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する情報提供は、国・県から商工団体に直接情報提供されており、商工振興課情報提供がなかったため実績なし。	成果なし	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	2	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	厚生労働省からの女性の活躍データベース活用の案内について、市庁舎及び大手口別館3階男女共同参画コーナーにパンフレットを設置したりホームページにリンクを貼るなどして、市民への情報提供を行った。	情報を多くの人の目に入れることで、社会の関心を高め、間接的ではあるが企業の取組促進につながっているものと考ええる。	策定された計画をより高い目標に更新してもらうため、公表されている情報がより多くの人の目に届くよう広報を強化する必要がある。	女性の活躍データベースについて、商工振興課とも情報共有し、幅広く情報が広がる方法や内容を検討する。	4	一般事業主行動計画の策定が必要な事業所についてはすべてを策定されている。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	（1）職場における男女共同参画と女性活躍の推進
具体的な施策	②ハラスメント防止対策の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
47	ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報について周知を行った。	「職場のハラスメント撲滅月間」、「カスタマーハラスメント対策セミナー」についての広報を市HPに掲載し、啓発及び情報提供を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	県やアバンセ主催セミナーなどの情報提供を実施した。	県やアバンセ主催セミナー（ハラスメント防止啓発）のチラシ配布・HP掲載などの情報発信を行った。	積極的な情報提供を継続して行う必要がある。	アバンセ主催セミナーのほか、国や県が主催する講座の情報収集を行い、引き続き情報発信に努める。	3	幅広い情報収集を行い、情報発信に努める。
48	企業への人権教育啓発の推進	企業における身近な人権問題である「セクハラ」、「パワハラ」、「女性」、「高齢者」、「LGBTs」、「同和問題」そのほかの人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。	人権・同和对策課	企業内人権研修会等への講師派遣事業 案内 市内139事業所 派遣 8事業所 講師 生涯学習文化財課 「社会・同和教育指導員」	企業内研修を12回実施し、延べ378人が参加した。	企業における研修会実施の推進	条例に事業者の責務を規定する。 企業等への周知。	3	令和2年度、令和3年度と比較すると、開催数等は増えてきている。
			生涯学習文化財課	企業における人権・同和问题研修会の実施した。	職場における人権問題について、啓発推進を行った。 企業における研修会開催数：12回 企業における研修会参加者：378人	企業における研修会実施の推進	一般企業に広く周知を行う。	3	前年度より参加人数は少し少ないが、前年並みとなっている。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	（2）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
具体的な施策	①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担当課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
49	労働環境の整備促進	農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課	国等が実施する支援制度について周知を行う。	関係機関からの情報提供がなかったため実績なし。広報する機会がなかった。	関係機関からの情報提供が少ない。	関係機関からの情報提供など情報収集を行い広報活動を行う。	2	情報収集を行い、広報活動を行う。
			水産課	女性参加への漁業現場の環境、取組める内容について周知を行う。	関係機関からの情報提供がなかったため実績なし。広報する機会がなかった。	漁業者が年々減少する中、漁業の場合、女性が参加できる漁種は養殖業や網漁等に限り、情報も少ない	女性が取組める漁種は限定的である以上、加工や販売促進の面において、活躍できる場があることを漁協と協議し、市のHP等で広報を行う	2	水産業の複合化と6次産業化の推進
		家族経営協定の普及や締結の支援を行う。	農政課	農業委員会と連携を取りながら、様々な場面での家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動を実施した。	家族経営協定：161件 女性の認定農業者：35経営体（共同申請を含む） R6認定のうち、再認定3名 新規認定0名	経営や意思決定過程において女性が参加し難い。	今後も継続して家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動を実施する。	4	家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動の成果によるもの
			農業委員会	農業者年金の加入推進の際に、家族経営協定の締結を推進した。農業経営を後継者へ継承する際に、協定の見直しを推進した。	経営継承の際に協定を見直し、経営主等の変更が行われた。	後継者不足等による農業従事者の減少に伴い、新たに家族経営協定を締結する対象者が少なくなっている。	農政課・農業委員・農地利用最適化推進委員・JA等と協力し推進活動を継続していく。	3	加入推進活動は順調だが、他の要件により協定締結に至らなかった。また、後継者不足や経営主死亡などにより既締結分の協定が減少傾向にある。

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
		就業規則の改善を推奨する。	農政課	農業委員会と連携を取りながら、様々な場面での家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動を実施した。	家族経営協定：161件 女性の認定農業者：35経営体（共同申請を含む） R6認定のうち、再認定3名 新規認定0名	農業経営における就業規則の改善については、主に「家族経営協定」の推進により対応している状況であるが、家族経営協定の締結を望む農業経営体が減少している。	今後も継続して家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動を実施する。	4	家族経営協定・認定農業者制度の普及啓蒙活動の成果によるもの
			農業委員会	農業者年金の加入推進の際に、家族経営協定の締結を推進した。 農業経営を後継者へ継承する際に、協定の見直しを推進した。	経営継承の際に協定の見直しを行うことにより、家族内における各人の農業の従事内容を明確にすることができた。	後継者不足等による農業従事者の減少に伴い、新たに家族経営協定を締結する対象者が少なくなっている。	農政課・農業委員・農地利用最適化推進委員・JA等と協力し推進活動を継続していく。	3	加入推進活動は順調だが、他の要件により協定締結に至らなかった。また、後継者不足や経営主死亡などにより既締結分の協定が減少傾向にある。
50	女性の参画促進に向けた情報提供	国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	アバンセで行われた「多様な人材の活躍で実現する佐賀のビジネスと未来」リーフレットを窓口を設置し、情報の周知を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーの情報提供を実施した。	商工振興課と情報共有するとともに、チラシを市庁舎及び大手口別館3階男女共同参画コーナーに設置した。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーのほか、国や県が主催する講座の情報収集を行い、情報発信に努める。	4	常に幅広い情報収集を行い、様々な方法で情報発信に努める。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	（2）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
具体的な施策	②女性の就業・起業支援

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
51	再就職 やスキルアップに関する情報提供	関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。	就業推進室	国等が実施する支援制度について周知を行う。	佐賀県職業能力開発促進センター（ポリテクセンター・佐賀県立産業技術学院）等の受講生募集に関する広報周知ができた。	広報活動の継続	引き続き広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	厚生労働省の仕事と育児カムバック支援サイトや女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーについて周知した。デジタル活用支援講座受講者に求人情報等を提供した。	商工振興課と情報共有するとともに、チラシを市庁舎及び大手口別館3階男女共同参画コーナーに設置し市民の目に入れた。デジタル活用支援講座受講者にハローワークのデジタル関連求人や企業誘致課主催の合同就職説明会の案内を行った。	より積極的な情報提供を行う必要がある。	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーのほか、国や県の情報収集を行い、様々な方法で情報発信に努める。	4	幅広い情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど情報発信に努める。
		再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	就業推進室	関係機関から提供される情報について周知を行った。	佐賀県職業能力開発促進センター（ポリテクセンター・佐賀県立産業技術学院）等の受講生募集に関する広報周知ができた。	広報活動の継続	引き続き広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	女性の活躍推進佐賀県会議主催セミナーについて、周知した。	商工振興課と情報共有するとともに、チラシを市庁舎及び大手口別館3階男女共同参画コーナーに設置し市民の目に入れた。	より積極的な情報提供を行う必要がある。	女性の活躍推進佐賀県会議主催する講座の情報収集を行い、様々な方法で情報発信に努める。	3	幅広い情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど情報発信に努める。

No.	令和６年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R 6 年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
52	起業に関する情報提供	起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。	商工振興課	創業支援施策や、各種セミナーなどの周知を実施した。	商工団体と連携し、創業塾、セミナー等の周知が図られた。	利用者を増やす。	今後も引き続き支援を行うとともに、広く周知する。	4	完了するものではなく、継続的に支援を行う。
		経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課	国、県、6次産業化サポートセンターと連携しながら、農業者の6次産業化を支援するための相談受付体制を整えている。	直接センターへ相談されることが多く、全体の相談件数が0件であった。 6次産業化に必要な情報について、適時提供できるよう努めた。	農業者からの相談が少ない。	6次産業化を希望している農業者がいれば、積極的に相談を行っていく。	2	関係機関と相談者との連携体制を構築しているものの、実績自体が少ないため。
53	起業・経営相談窓口の開設	起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課	唐津市創業・経営相談窓口、各種セミナーを実施した。	創業・経営相談窓口による相談対応等により、創業者の創出、経営力向上等が図られた。	相談窓口制度の利用者を増やす。	今後も引き続き支援を行うとともに、広く周知する。	4	完了するものではなく、継続的に支援を行う。
54	スキルアップの促進	経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課	国、県、6次産業化サポートセンターと連携しながら、農業者の6次産業化を支援するための相談受付体制を整えている。	直接センターへ相談されることが多く、全体の相談件数が0件であった。 6次産業化に必要な情報について、適時提供できるよう努めた。	農業者からの相談が少ない。	6次産業化を希望している農業者がいれば、積極的に相談を行っていく。	2	関係機関と相談者との連携体制を構築しているものの、実績自体が少ないため。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
具体的な施策	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
55	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消キャンペーン」を市HPに掲載し、周知を行った。	積極的な情報提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	国・県・アバンセなどが主催するセミナー等の情報提供を行った。 佐賀労働局提供のパンフレットを市主催・共催講演会時に受講者へ配布した。 男性の育児参加を促進する講演会を実施し、行政放送でも放映した。 職員向けの男女共同参画の日に啓発を行った。	セミナーや制度の情報を商工振興課と共有するとともに、チラシを人目につく場所に設置することで、市民の意識向上につながった。 男性の育児参加を促進する講演会参加者：23人 市職員向け啓発：2回	多くの人により強く意識してもらうため、啓発の方法を工夫する必要がある。	国・県・アバンセなどが主催する講座の情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど積極的な情報発信に努める。 講演会等を実施する際には、多くの人に関心を持ってもらえるよう実施方法を工夫する。	4	幅広い情報収集を行い、チラシ配置や市HPに掲載するなど情報発信に努める。
		先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	「次世代働き方改革モデル実践事業 最終報告会」を市HPに掲載し、周知を行った。	積極的な情報提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
			男女共同参画課	市ホームページ等で先進的な取組事例の情報発信を行っている。 市主催キャリアアップセミナー参加企業をホームページで紹介した。	市ホームページ内に「女性活躍推進」のページを設置し、先進的な取組事例の紹介をすることで市民や企業の意識づくりに寄与している。	市内企業の先進的な事例を積極的に収集し、情報発信を強化する必要がある。	市内企業の取組に関する情報収集を行い、市ホームページなどを通じた情報発信に力を入れる。	3	先進的な取組事例の情報を積極的に発信する。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	市HPにおいて改正育児・介護休業等及びフリーランス新法に係る周知を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	4	情報収集を行い、広報活動を行う。
56	多様な働き方の推進	企業に多様な働き方の情報提供を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	「働き方改革スタートセミナー」を市HPに掲載し、情報の提供を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。
		短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。	商工振興課	関係機関から提供される情報の周知	「働き方改革実践セミナー」を市HPに掲載し、情報の提供を行った。	積極的な情報収集・提供を行う必要がある。	関係機関から情報提供を受け付けるとともに、情報収集を行い広報活動を行う。	3	情報収集を行い、広報活動を行う。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	3 男女がともに働きやすい環境づくり
施策の方向	（3）ワーク・ライフ・バランスの推進
具体的な施策	②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								自己評価	評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針			
		未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。	こども家庭課	少子化、核家族化の進行に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、地域の多様なニーズを踏まえ、通常保育とは別に特別保育事業を実施し、児童福祉の増進を図った。	延長保育、一時預かり、病児保育等を実施する施設を支援し、多様な保育ニーズに対応することができ、児童福祉を増進することができた。	障がい児2人に対して1名の職員配置が望ましいが、補助額が低い等の理由により困難な施設が多い。	障がい児保育への支援を充実する。	4	多様な保育ニーズに対応できているため。	
		放課後児童クラブの整備を進め、充実する。	こども家庭課	全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、首長部局と教育委員会が連携し、小学校の余裕教室等の活用を促進していくため、令和5年度に協定を締結した。	公民館等で運営していたクラブが学校の余裕教室等を活用することができた事例も増え、移動の際の児童の安全確保等の課題解決につながった。	学校区によっては、需要の増加により、待機児童が継続的に発生し、留守家庭の児童の居場所の確保、および適切育成支援の確保が課題となっている。	教育委員会と連携しながら、引き続き、実施場所の確保・整備を図っていく。 民設民営の放課後児童クラブに対して運営補助を行うことにより、待機児童の解消に取り組む。	4	協定書の締結により、学校との調整がしやすくなった。	
		保育所、認定こども園等の整備と運営体制を充実する。	こども家庭課	就学前教育・保育施設整備事業補助金 ・青葉保育園	施設整備により、園児の安全性確保及び保育環境の改善を図り、安心して子育てができる環境を整えた。	老朽化が進行している施設も多く、老朽化の度合いや緊急性に応じた整備計画をたてる必要がある。	各施設への聞き取りや現地確認により、整備内容に応じて緊急性や必要性を考慮し、計画的に整備補助事業を実施する。	4	整備が必要な施設を整理し、計画的な事業実施を行うことができています。	
		多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。	こども家庭課	公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う「地域子育て支援拠点事業」を実施した。	子育て世代に対して情報提供や相談業務を行い、子育ての不安解消に寄与した。 地域子育て支援拠点事業（年間延べ人数）：39,139人	事業の周知を徹底し、利用者数増を図る。	継続して補助を行い事業の周知を徹底する。	4	子育てに関する不安や悩みの解消を行うとともに、子育て世代が交流する場を開設することで、子育て家庭の孤立化を防ぐことができた。	

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
57	子育て支援の充実	唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進する。	こども家庭課	庁内関係課と連携し、第二期計画の進捗確認と併せて、次期計画への記載事業の検討を行った。 次期計画の策定に向け、こども（高校生）への意見聴取を実施したほか、子ども・子育て会議を開催し、保護者や保育所職員等の事業従事者、地域関係者等の参画を得て、計画改定に関する審議を行い、第三期計画の策定を完了した。	次期計画を策定するにあたり、こども基本法に基づいた新たな取り組みとして、市内の高校生への意見聴取を行い、こどもたちの意見を聴き、対話する場を設けた。 また、前年度に実施した各種調査結果や庁内関係課との協議を踏まえ、子ども・子育て会議による審議を経て、第三期計画の策定を完了した。	こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に注視しつつ、計画掲載の各事業の進捗確認を行っていく。 次年度においては当該計画との整合性を前提とした、こども計画の策定を予定しているほか、こどもや若者への意見聴取についても、継続した実施を検討していく。	計画掲載事業については、毎年度関係課への照会を行い、進捗確認を実施する。 こども計画の策定にあたり、令和7年度はこども・若者年代への意見聴取を企画・実施する。	4	次期計画策定に向けて、こども基本法に基づき、市内の高校生への意見聴取を実施した。 また、前年度の調査結果等を踏まえて計画案を作成し、子ども・子育て会議による審議を経て、第三期計画の策定を完了することができた。
		NPO法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。	こども家庭課	唐津市子育て支援情報センターにて、子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行った。	子育て世代に対して情報提供や相談業務を行い、子育ての不安解消に寄与した。	事業の周知を徹底し、利用者数増を図る。	継続して補助を行い事業の周知を徹底する。	4	継続して子育て世代に対して情報提供や相談業務をおこない、子育ての不安解消に繋げることができた。
		安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。	保健医療課	自宅近くでの相談が利用できるよう市内5か所の会場で、2か月児相談、乳幼児相談を実施。要望があれば、随時相談や訪問も行っている。 また、育てにくさや言葉についての不安がある場合には、それぞれの専門相談員の相談ができる各種相談を紹介、実施している。	令和6年度、2か月児相談、乳幼児相談は市内5会場、84回/年実施。 その他子育て相談会(すくすく子育て相談会、にこにこ子育て相談会)は30回/年実施。	核家族の増加で、育児の悩みを持つ母親が増えている。	今後も、各育児相談を継続実施し、育児不安等の軽減に努める。	4	各相談会の利用者は多く、相談会参加者の育児不安の軽減につながっている。
		電子母子手帳（からっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。	保健医療課	母子健康手帳発行、乳幼児相談、赤ちゃん訪問、随時相談の際に各種パンフレットなどを用いて、電子母子手帳や育児支援情報を紹介、利用勧奨している。	電子母子手帳「からっこアプリ」の令和7年3月時点のユーザー登録者数は2,431人、子どもの登録者数は3,068人。	電子母子手帳登録者数を増やす。	子育て支援情報提供や予防接種スケジュール管理などが行える電子母子手帳の利用を推進していく。	4	電子母子手帳の登録者数は増加しており、予防接種の受け漏れ防止や子育て支援情報の普及啓発につながっている。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
58	介護支援の充実	無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。	高齢者支援課	介護保険制度概要、事業計画、サービス事業者情報等の市HP掲載を実施した。	市民が介護保険制度にふれるきっかけや情報提供に資することができている。	市民にとってより分かりやすかつ簡潔に内容をまとめることが必要。	毎月更新の際に、よりよい書き方の研究や様式修正等を検討していく。	4	順調に更新している。
		介護者の悩み軽減のため相談体制を充実する。	高齢者支援課	《ねたきり高齢者紙おむつ支給事業を実施》 次のいずれかを満たす高齢者を介護している市民税非課税世帯に対し、紙おむつや尿取りパットなどを1か月6,250円の範囲内で支給した。	在宅の寝たきり高齢者を介護している家族などに対し、紙おむつを支給することで家族介護者の負担を軽減し、在宅介護の支援につながった。 利用者延人数：1,603人	在宅介護者家族の負担軽減のため、事業の周知をさらに図る必要がある。	事業の周知方法を検討する。	4	概ね目標値を達成している。
		介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。	高齢者支援課	《R4年度まで家族介護者交流事業を実施》 高齢者を介護している家族を対象として、家族介護者相互の交流会を実施し、介護者を介護から一時的に解放するとともに、心身の元気回復を図るもの。唐津市社会福祉協議会への委託事業。内容は、日帰り博多座コース、一泊コース、介護者のつどい等。	長年利用者がいなかったため、令和4年度で事業終了している	-	-	-	-
		介護支援の環境整備や相談体制を充実する。	高齢者支援課	《R4年度まで家族介護者ヘルパー受講支援事業を実施》 家族介護者がその経験を活かして訪問介護員として社会で活躍することを支援するため、唐津市に居住する高齢者を在宅において介護している家族又は介護していた家族が訪問介護員の養成に関する研修等を受講した場合に受講料の一部の助成を行う。	長年利用者がいなかったため、令和4年度で事業終了している	-	-	-	-

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
			高齢者支援課	《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施》 高齢者が健康で生きがいを 持って暮らせる、明るい活力 ある社会づくりのため、 （福）唐津市社会福祉協議会 や唐津市老人クラブ連合会に 委託して、生涯学習や社会活 動を実施した。	高齢者を対象に軽運動やレク リエーションを行うことで介 護予防・生きがいづくりに効 果が出ていると思われる。 また、参加者同士交流するこ とで住民同士のつながりがで きるとともに教室が出かける きっかけとなり閉じこもり防 止にもつながっている。	・参加者が少ない地区がある こと、参加者が固定化してき ていること。 ・指導者の高齢化により継続 が難しい講座があること。	・事業の周知方法を検討する 必要がある。 ・後継者の確保、新たな講座 を企画する必要がある。	5	新型コロナウイルスの影響が 大きかったここ数 年と比較すると参 加者数が回復した ため。
		家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢者に関する相談体制を充実する。	地域包括支援課	地域包括支援センターで社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が相談を行った。 また、在宅介護支援センター14か所に総合相談業務を委託し相談体制を図った。必要に応じて関係機関と連携し支援につなげた。	地域包括支援センター総合相談件数（延）1,369件 在宅介護支援センター総合相談件数（延）10,182件	相談内容が複雑、多様化している。	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等チームによる相談体制を充実させ、多職種による検討や関係機関との連携により本人とその家族の課題解決を図る。	3	高齢者の総合相談を実施したが、複雑、多様化している相談内容に対応できるよう専門職等の資質向上を図る必要がある。
		介護サービスや生活支援などに関する情報提供を行う。	地域包括支援課	地域包括支援センターや在宅介護支援センターの総合相談の中で、介護サービスや生活支援に関する情報提供を行い、支援につなげた。	地域包括支援センター総合相談件数 ・福祉サービスに関する相談：（延）251件 ・介護保険に関する相談：（延）375件 在宅介護支援センター ・サービスの申請・代行・紹介：1,757件	介護サービスや生活支援などの情報について整理が必要	日常業務の中で情報収集、整理に努める。	3	相談の中で介護サービスや生活支援に関する情報提供を行い、家族の負担軽減につなげた。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
具体的な施策	①暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	
		市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。	男女共同参画課	市報、市ホームページ等を活用した情報発信を行った。	ホームページの掲載内容を充実させるとともに、DVへの理解を深める情報と相談窓口の情報へ誘導するため、市報（毎号）QRコードを掲載し、ホームページへの誘導を図った。	継続した積極的な情報発信が必要である。	引き続き積極的な情報発信に努める。	4	掲載内容を充実させて、市報やホームページ等での情報発信に継続して取り組む。
		DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。	男女共同参画課	介護支援員を対象としたDV防止セミナーを実施した。 佐賀県DV総合対策センター実施セミナーの情報提供を実施した。 男女共同参画啓発映像「唐津市男女共同参画劇場～これって愛情?!DV編」を市HPに掲載しYouTubeで放映した。	介護支援員に対しDVについて啓発できた。 参加者数：52名 佐賀県DV総合対策センター実施講演会（女性に対する暴力防止講演会）のチラシ配布、市HP等で情報発信できた。 YouTube再生回数686回（R7.4.30現在）	介護支援員のDV研修は、精神保健の研修と併せて行われたため、内容がつながる部分があり理解が深まったとのことだった。効果的に研修を実施できる工夫を提案することが望ましい。	今後もターゲットを絞った研修を継続する。これまで受講されたことがない団体を優先する。内容と参加者の属性に応じて、開催方法を検討する。	4	コロナ禍前に実施していたような従来のようなセミナー開催ができなかったが、継続して動画配信を実施した。
		街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。	男女共同参画課	各種相談窓口紹介カードを12,000枚作成し、市立小中学校の他、新たに美容組合加入美容室等へ設置してもらった。 11/12～11/25女性に対する暴力をなくす運動啓発活動DV防止啓発カード5,000枚作成 (市役所、市内商業施設などに設置)	女性に対する暴力をなくす運動期間中、市内商業施設（15店舗）に啓発ティッシュ、啓発カード設置。 パネル展開催（大手ロセンタービル3F）。街頭啓発活動実施。 パープルライトアップ（市役所本庁舎、近代図書館、旧唐津銀行、大手ロセンタービル）。 各種啓発カードを（市庁舎男女トイレ等に設置） カード設置箇所を拡大したことによりカードを目にする人が増えた。	今後も啓発カードの設置場所を拡大する。 情報を若年層にも広く伝わるよう啓発方法の工夫が必要。	今後は高校や専門学校に配置依頼するなど若年層への啓発を拡大する。	4	美容室に設置し民間施設での配布の機会が増えたことで、カードを目にする対象者を増やすことができた。 引き続き啓発物の設置場所を拡大する必要がある。

No.	令和6年度中									
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明	
59	広報・啓発活動の促進	窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供などを行う。	高齢者支援課	介護保険制度広報啓発（利用ガイドブックの作成）を実施した。	意識啓発・情報提供・相談窓口の案内ができた。	市民にとってより分かりやすくかつ簡潔に内容をまとめることが必要。	毎年の更新の際に、よりよい書き方の研究や様式修正等を検討していく。	4	予定どおり年に1回利用ガイドブックを更新している。	
			障がい者支援課	障がい者に対する虐待（DVを含む。）防止に関する説明等を、窓口での対応時に適宜行うとともに、必要に応じ、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供等を行った。	障がい者支援課、障がい者相談支援センター窓口においてパンフレットを設置・配布。障がいに関わるすべての人が正しい知識を身に付けることができるよう3事業所へ出前講座を実施し啓発を図った。	啓発活動を行っているが毎年度数件の障がい者に関するDV事案が発生。	今後も継続して啓発を行うことで虐待防止に努めていく。	4	事案に対して、迅速に対応ができています。	
		高齢者に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。	地域包括支援課	＜日々の窓口対応等における啓発を実施＞ 高齢者虐待（DVを含む）の窓口についてパンフレット配布や市報、ホームページ掲載をしている。	民生委員協議会などの集まりにおいて、高齢者虐待（DV含む）の相談窓口としての地域包括支援センターを広報し、広く周知してもらえるような取り組みを行った。また、事業所を対象に研修を実施した。	高齢者虐待防止に関する理解を促進するために、細やかな情報発信が必要。	今後も継続して啓発を行うことで虐待防止に努めていく。	4	細やかな情報発信に、継続して取り組む。	
		障がいのある人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。	障がい者支援課	障がい者に対する虐待（DVを含む。）防止に関する説明等を、窓口での対応時に適宜行うとともに、必要に応じ、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供等を行った。	障がい者支援課、障がい者相談支援センター窓口においてパンフレットを設置・配布。障がいに関わるすべての人が正しい知識を身に付けることができるよう1事業所へ出前講座を実施し啓発を図った。	啓発活動を行っているが毎年度数件の障がい者に関するDV事案が発生。	今後も継続して啓発を行うことで虐待防止に努めていく。	4	出前講座によりサービス事業所へ出向き啓発を行っている。	
		DVを含むあらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座などを活用しながら啓発と情報提供を行う。	生涯学習文化財課	公民館や、企業へ人権研修における講師派遣を実施した。	公民館 65回 参加人数1591人 企業 12回 参加人数378人にて講師派遣人数（3名（新人2名））ほとんど1名にて実施した。	今後も啓発の拡充を行う必要がある。	講座・学習会などの開催について広く周知を行う。	3	講師派遣については、指導員数が不足していたため、達成不足である。	

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。	近代図書館	『女性に対する暴力をなくす運動』に合わせ、関連図書を紹介した。また、男女参画のコーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行った。	常設展示以外にも『女性に対する暴力をなくす運動』に合わせテーマ展示を行うことで、より多くの市民の目に触れることができた。	貸出の増加につながらないことが課題	担当課と協力し、強化週間等に関係図書を別途展示する等展示の強化を図った。	4	貸出の増加につながったとは言えないが、積極的に出版物の収集を行うことで情報の提供という点では一定の成果があったと思う。
		関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行う。	近代図書館	関連する出版物を積極的に収集し市民への提供を行った。	関連図書については常設コーナーに配架し、市民への提供に努めた。	貸出の増加につながらないことが課題	新刊を購入した際は常設コーナーに配架し、市民へ提供する。	4	積極的に出版物の収集を行うことで情報の提供という点一定の成果があったと思う。
60	災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	出前講座や研修などで、性犯罪やDVなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。	危機管理防災課	各地区での総会や防災講話、防災訓練の際に、男女共同参画の視点について説明・周知を行った。	説明・周知の取り組みは行っているものの、さらなる理解促進が必要。 自主防災組織、住民向け防災説明会・防災訓練の実施：計55回	性犯罪やDVなど、災害時・復興時に女性に対する暴力が発生していることを周知する必要がある、説明内容のさらなる充実が必要。	災害時の暴力防止対策の必要性、避難所運営で暴力を防ぐポイントなどを紹介し、理解促進を図る。 ポスターや照明の設置、防犯ブザー配付、男女ペアによる巡回警備など、具体的な暴力防止対策、安全確保の推進について周知する。	4	男女共同参画の視点の説明・周知には取り組んでいるが、女性への暴力や防止対策まで言及する機会が少ない。今後より具体的な説明・周知に努める。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	（1）男女間のあらゆる暴力の根絶
具体的な施策	②若年者に対するDV予防教育の推進

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
61	DV予防教育の推進	佐賀県DV総合対策センターが行うDV未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。	男女共同参画課	佐賀県DV総合対策センターが実施する教育事業は、令和6年度は直接小中学校へ周知されている。	5中学校と3小学校でDV未然防止教育事業を実施された。	令和7年度から体制を変更し、「命の安全教育」として学校現場で取り組みをされる。佐賀県DV総合対策センターは、教員のサポートをされるため、市としての取り組み内容を見直す必要がある。	佐賀県DV総合対策センターや内閣府が公開しているDV未然防止に関する情報を市ホームページ等で公開し、市内小中学校へも情報提供を行う。	1	小中学校への案内をしていない。
		若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。	男女共同参画課	「デートDV防止ハンドブック」を二十歳の祝典で配布、また、大手ロセンタービル3階市民交流プラザの常設の情報コーナーに配置した。若年層性暴力被害予防月間の広報を行った。（市報、市HP等、市職員向け啓発）国が実施するSNS相談窓口の周知を実施した。男女共同参画啓発映像「唐津市男女共同参画劇場～これって愛情?!DV編」を市HPに掲載。	「デートDV防止ハンドブック」を二十歳の祝典で配布、また、中・高校生の利用が多い大手ロセンタービル3階に配置し、若い世代に向けた啓発・情報提供を行った。YouTube再生回数686回（R7.4.30現在）	4月の強化月間だけではなく、引き続き市報やホームページやフェイスブックなどで啓発を実施する。国が実施するSNS相談などの情報を継続して発信する。	国が実施する若年層向けの啓発や相談窓口などの情報を把握し、市報や市ホームページやフェイスブックなどで発信していく。	3	市HPに若年層に特化した情報の掲載を行ったが、市独自での若年層に特化した啓発がまだ十分ではない。国や県の動向を把握し、効果的な情報発信に努めた。
		社会・同和教育指導員を講師として派遣し、市民に対する人権啓発事業を実施する。	生涯学習文化財課	公民館や、企業へ人権研修における講師派遣案内の実施した。	公民館 65回 参加人数1591人 企業 12回 参加人数378人にて講師派遣人数（3名（新人2名））ほとんど1名にて実施した。	今後も啓発の拡充を行う必要がある。	講座・学習会などの開催について広く周知を行う。	3	講師派遣については、指導員数が不足していたため、達成不足である。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。	学校教育課	文部科学省通知及び佐賀県通知の周知徹底を実施した。主に中学校段階において、学級活動や家庭科、保健体育科等の時間を活用し、性に関する教育を推進した。ポスターやチラシ等で周知できた。	全小中学校においてSEI-Netを通じて周知を行うことができた。中学校において授業等を通じてデートDVなどにも触れ、DV防止の啓発を行った。各学校において授業及びショート時間（学級指導）で取り扱う実践数：3回	発達段階から小学生にデートDV防止についての指導が難しい。授業で取り扱っても単発の指導で終わってしまうことが多い。	まずはSNS等で人を中傷するような書込み、動画のアップなどを考えるところから始めたい。校長研修会等を通じ、職員研修の充実を図る。	5	校長研修会等でSNS等によるトラブルの事例を取り上げながら指導・注意喚起を行った。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	（2）相談体制の整備と被害者支援の充実
具体的な施策	①相談体制の整備と相談窓口の周知

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
62	相談窓口の周知	唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。	男女共同参画課	市報、市ホームページ等を活用した情報発信を行った。DV防止啓発カード、DV防止啓発リーフレットを配布した。「各種相談窓口紹介カード」を再作成し配布した。また、同カードを、市立小中学校に配布し、面談等で必要と考えられる対象者への配布を依頼。新たに、一部の美容室へも配布した。	市報（毎号）においてDVへの理解を深める情報と相談窓口の情報へ誘導するため、QRコードを掲載し、ホームページへの誘導を図った。相談窓口の案内を目にする機会を増やすことで、相談につながりやすい環境づくりを進めることができた。	啓発カード、相談窓口紹介カードの設置場所を拡大する。若年層に相談窓口の情報が十分に届いていない。	相談窓口紹介カードの設置を市内の高校や専門学校へも依頼し、機会の拡大を図る。若年層に気軽に手に取ってもらえるよう、配置場所を工夫する。	4	啓発物の設置場所を拡大する必要がある。
		市ホームページや市報、リーフレットなどで、佐賀県DV総合対策センターが設置している男性・LGBTsのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を周知する。	男女共同参画課	市ホームページや市報、リーフレットなどで、佐賀県DV総合対策センターが設置している男性・LGBTsのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を周知した。	ホームページの掲載内容を充実させるとともに、市報10月号から3月号まで、毎月DVへの理解を深める情報と相談窓口の情報へ誘導するため、QRコードを掲載し、ホームページへの誘導を図った。市庁舎男性トイレに男性総合相談の紹介カードを設置した。	啓発カードの設置場所を拡大する。	市単独で男性・LGBTs、加害者相談窓口の設置は難しい。今後も市民センターや市庁舎以外の公共施設にもカードを設置するなど、きめ細かな啓発に努める。	3	啓発物の設置場所を拡大する必要がある。
		国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知する。	男女共同参画課	国が作成したリーフレットを配置した。	本庁舎及び大手口センタービル3Fの市民交流プラザに国が作成した外国語版の啓発チラシを設置した。	積極的な情報提供を行う必要がある。	国などが作成するリーフレット等の情報収集を行い、情報発信に努める。	3	国などが作成するリーフレット等の情報収集を行い積極的に発信する必要がある。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		児童相談所や庁内の部署と連携して、DVや児童虐待などの相談窓口を周知する。	保健医療課	妊娠届出時や妊産婦訪問、産婦人科等医療機関からの情報提供で把握できた場合、女性相談窓口の紹介や福祉担当者へつなぐ取組を行った。	妊娠届出時や妊産婦訪問、産婦人科等医療機関、転入前の自治体からの情報提供で把握した場合、女性相談窓口の紹介や福祉の担当者へつなぎながら必要に応じて情報共有し、支援をしている。	妊娠届出時アンケートや妊産婦訪問時に、家族間の状況を把握でき、支援が必要であると気づけるスキルを全スタッフが身につける必要がある。	すべての保健師が必要時DVアセスメントをとれるように研修会などに参加を検討する。	3	必要時、女性相談窓口の紹介や福祉の担当者へつなぎながら支援をしている。
		公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携して、外国人向けのDV防止と相談窓口の広報などを行う。	地域づくり課	県多文化共生さが推進課及び公益財団法人佐賀県国際交流協会などの関係機関と連携し、情報の収集及び相談窓口の周知を行った。	関係機関が発行するリーフレットを窓口を設置した。	市内在住の外国人が増加しているため、相談窓口などの情報を広く知らせる必要がある。	県多文化共生さが推進課及び公益財団法人佐賀県国際交流協会などの関係機関と連携し、情報の収集及び相談窓口の周知を継続して行う。	3	在住外国人の増加に伴い、さらに積極的な情報収集や相談窓口の周知の必要がある。
		複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップ窓口の導入を検討し、担当者を限定するなど、プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。	こども家庭相談室	新庁舎では、1～2階に各種手続きの窓口を集約したほか、相談室を設置し、よりプライバシーに配慮した環境を整備している。	新庁舎において、被害者来庁時の手続きはワンストップサービスにて行い、相談業務についても相談室を活用している。	潜在的DV被害に悩む母子がいるので、今後もきめ細やかな相談支援が必要であり、相談体制の充実については、引き続き研究を行う必要がある。二次被害防止の重視と関係機関との一層の連携に努める。	被害者が相談しやすい窓口のあり方については、今後もハード面及びソフト面から検討を行うとともに、県や他の相談機関との連携を強化し、幅広い支援の提供に努める。	4	ハード面においては、被害者に配慮した相談体制が整備できた。
		相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように相談員の資質向上に努める。	こども家庭相談室	4月～12月に佐賀県児童虐待防止対策研修会、8月に市町村子ども家庭支援指導者研修、8月と1月にこども家庭支援に係る相談援助研修、12月に学校等における児童虐待防止研修会及び日本子ども虐待防止学会、3月に子どもの権利シンポジウム2025の年間18回出席。 母子・父子自立支援員は、4月、7月、11月、12月にDV関係機関相談員向け研修の年間4回出席。	相談援助技術について習得することができ、相談対応の際に実践できるようになった。研修時には、参加している他の相談員と積極的な意見交換を行い、他市町の現状把握に努めた。 子ども家庭支援員及び虐待対応専門員、母子・父子自立支援員に関する研修等の受講：22回	研修参加により相談員が不在となる場合にも、室内で対応できるよう職員の意識の醸成と育成が必要である。研修で得た知識を活かし、実際の現場での実践力を強化する。	計画的な研修受講の継続、受講後の他相談員や課内職員等への伝達講習、及び相談支援業務に関連性の深い市の事業について知識を深めることで、相談員だけでなく職場全体でスキルアップを目指していく。また、職歴の浅い職員には経験豊富な先輩職員が同行して訪問を行うなど、実際の現場で業務を進めながら実務を学ぶ場を設ける。	4	研修の回数は目標を達成したものの、今後は研修で得た知識を生かし、実際の現場での実践力をさらに強化することが求められる。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
63	あらゆる人に対する相談体制の充実	日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。	こども家庭相談室	県や民間団体と連携し、DV防止の啓発や情報提供に努めた。	日本語以外での相談はなく、相談窓口へつなぐことはなかったが、DV防止の啓発や情報提供を行うことができた。	関係機関の情報等をより周知する。	引き続き周知に努める。	3	積極的な周知ができなかった。まずは、外国語での相談ができることを周知する必要がある。
		児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。	こども家庭相談室	こども家庭相談室へ児童虐待通告が入った場合に、DV関連であれば、その都度母子・父子自立支援員へケース相談を行った。	当初は児童虐待対応ケースとして支援している中でDVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行うことができた。	児童虐待対応ケースとして支援している中で、DVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行う。	引き続き児童虐待通告が入った場合には、DV関連であれば、その都度母子・父子自立支援員へケース相談を行う。	4	当初は児童虐待対応ケースとして支援している中でDVが発見された場合には速やかに専門の部署、関係機関と情報共有を行うことができた。
		子どもの発達に伴うさまざまな困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実する。	保健医療課	乳幼児期における相談体制として乳幼児相談会を毎月各地区で開催した。	子どもの発達や子育ての相談等を受け、必要に応じ医療機関等につなげており、育児不安の解消となっている。 乳幼児相談会参加者数：1,372人	相談会及び相談体制の周知が必要である。	赤ちゃん訪問時や保健だより等での周知を行う。	4	各地区で相談会を実施しているため、来所しやすい体制づくりを行っている。
		乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談と支援を行う。	保健医療課	保健師、看護師、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問及び保健師による養育訪問を実施した。	訪問により、家庭環境や育児状況の把握を行い、必要な相談や継続支援につなげている。 乳児家庭全戸訪問人数：619人 養育支援訪問人数：50人	母子保健推進員の乳児家庭全戸訪問事業が周知不十分である。	妊娠期からの事業の周知を行うとともに、継続して訪問指導を実施し相談支援対応を行っている。	4	里帰り出産された人へも、他市へ依頼を行い訪問を実施しており、入院中等以外順調に訪問事業ができています。
		妊娠期からDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聞き取りを十分にを行い、必要に応じて継続した相談対応などを行う。	保健医療課	母子健康手帳発行時に、個別に面談し、事前アンケートにより、支援者の有無や経済的な問題、自身の既往歴などを聞き取り、点数化を行う。ハイリスクの場合は、支援計画を作成し、妊娠期より関わりを開始する。ハイリスク妊婦のうち、虐待の恐れがあるとアセスメントで確認したものについては、特定妊婦として市内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行った。	支援計画作成（母子健康手帳交付時）：60人 ※妊娠届の9.3% 特定妊婦として家庭児童相談室への報告：6人	ハイリスク妊婦が増えており、支援が継続している。	母子健康手帳交付時に子育て冊子を配布する。家庭で妊娠・出産・育児についての役割分担について話し合う機会を作ってもらおう。	3	ハイリスク妊婦のうち、虐待の恐れがあるとアセスメントで確認したものについては、特定妊婦として市内の家庭児童相談室へ報告し、連携した支援を行っているが、把握できないケースもある。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	
		聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実する。	障がい者支援課	聴覚障がいのある人に対しては、自宅訪問や学校・企業訪問を行い手話の普及・啓発を行った。また、手話通訳や要約筆記で対応できる相談体制を整え、利用者の社会参加を助けるなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制の充実に取り組んだ。	聴覚障がいのある人に対し、コミュニケーション支援事業により対応することができている。	手話通訳者については常時対応しているが、要約筆者については相談のための調整が必要。	要約筆記については筆者の人数が少ないため、今後も養成講座等の周知を進め、人数が増えるよう対応していく。	4	新型コロナワクチン接種に伴う派遣回数の減少などにより全体の派遣回数が減少している。要約筆者について、件数的にも少ないため、今後も調整により対応していく。
		高齢者からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなどと連携し、相談体制を充実する。	地域包括支援課	地域包括支援センターの社会福祉士等への相談や在宅介護支援センターの総合相談窓口業務の中で実態把握し、高齢者虐待案件を把握した場合には唐津市高齢者虐待・対応マニュアルに沿って関係機関と連携し対応した。	高齢者虐待に関する相談件数：（実）32件	高齢者虐待など、権利擁護に関する相談と支援の充実が必要	誰もが安心して相談できる体制整備と相談窓口の周知を行う。	3	唐津市高齢者虐待・対応マニュアルに沿った対応を行っているが、担当職員の専門性や対応能力を高めていくことが必要である。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	（2）相談体制の整備と被害者支援の充実
具体的な施策	②被害者の安全確保の徹底

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
64	情報の管理意識の向上	「DV被害者関連窓口用手引き」の更新と活用を徹底する。	男女共同参画課	職員研修時に、手引きについて周知をした。	手引きの存在を、現職員に認識させることができた。	令和7年度は手引きの更新を行う。	庁内関係部署と、令和7年度末までに内容を見直し、更新後の手引きを配布する。	3	研修時など機会を捉えて手引きの活用等について周知ができているが、実際の活用状況については把握していない。
		被害者情報の管理徹底と二次被害防止のため、職員を対象とした研修を実施する。	男女共同参画課	窓口に従事する職員を対象にDV被害者支援研修を実施した（R6.5.9）	佐賀県DV総合対策支援センターの所長を講師に迎え、市民課など窓口対応職員に対し、配偶者暴力についての基礎知識など講話を実施したことで、接客時の留意事項などを習得できた。（受講生：25人）	各課で情報管理を徹底するとともに、人事異動による担当者の変更を想定して、毎年度当初に研修を実施する必要がある。	人事異動による担当者の変更がある年度初めの早い時期に実施し、基礎知識の習得をする。	4	今後も引き続き職員研修を開催し、被害者支援のための加害者対応について理解を深め、行動につなげていきたい。
		学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有にあたっては、被害者と子どもの情報管理を徹底する。	子ども家庭相談室	要対協（要保護者等対策地域協議会）の構成機関である、学校、保育所など関係機関との情報共有は、要綱に定められているとおり守秘義務を厳守した。	昨年度においては情報の行き違い等、トラブルは発生しなかった。	他県からのケース移管の場合など、関係機関との情報共有にタイムラグが発生してしまうが、被害者保護の観点から、より迅速な情報共有が求められる。	他県からの転出が確定する以前であっても、居住地主義の原則に基づき迅速に安全確認を行う、また、関係機関との連絡を密に行い、正確な情報共有に努め適切な支援を実施する。	4	他機関、他市町村と連携して情報共有にあたり、情報管理の徹底に努めた。
			学校教育課	保護対象者となった場合は、各部署や学校と連携し対応する。他県からの転入者においては、両市町教育委員会で情報のやり取りを確実に行う。（情報管理の一元化）	本年度において、トラブルとなったような報告はなかった。	関係機関との情報共有はしっかりとできているが、タイムラグが生じる場合もあり、対応が後手にまわるケースもある。	関係機関との情報のやり取りを密にし、連絡体制の構築と迅速な対応の徹底を図っていく。 ・要対協への参加 ・実務者会議への参加 ・子ども家庭課との連携	5	要対協やケース会議などに参加し、情報を共有している。子家室や児相とのパイプラインも構築できている。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
65	安全確保の周知	被害者の個人情報保護を徹底する。	市民課	住民基本台帳事務処理要領に基づく適切な運用を行う。支援措置対象者の情報管理の徹底について、関係各課に注意喚起の通知を行うなど、情報漏洩防止の協力を依頼した。	本課及び関係各課による情報漏洩防止が適切に行われ、住民基本台帳事務処理要領に基づく適切な運用を図ることができた。	今後も課内各職員が住民基本台帳事務処理要領に基づく適切な運用を行う。関係各課についても引続き情報漏洩防止の協力を依頼する。	新規採用職員等を含む課内各職員に支援措置制度や対応マニュアルについて周知徹底を図る。関係各課に対し、随時、注意喚起の通知を行う。	5	住民基本台帳事務処理要領に基づく適切な運用及び関係各課への情報漏洩防止の協力依頼ができた。
		被害者に対して、本人通知制度や支援措置制度の情報提供を行う。	市民課	被害者からの相談があった場合には、福祉事務所や子育て支援課等と連携し、住民基本台帳の閲覧等の制限について情報提供を行う。住民基本台帳事務における支援措置が必要な場合は申請を受け付けた。	DV被害者からの相談があった場合には、福祉事務所や子育て支援課等と連携し、住民基本台帳の閲覧等の制限について情報提供を行い、必要時には申請を受付けた。 ・支援措置新規申請：9件	被害者からの相談があった場合には他の相談機関と連携し、適切な相談場所を案内し、内容に応じた対応をする。	被害者からの相談があった場合には他の相談機関と密に連携を図り、適切な対応をしていく。	5	被害者の内容に応じて必要な情報提供を行うことができた。さらに相談機関との十分な連携を図りたい。
		本人通知制度を市報や市のホームページなどで周知する。	市民課	住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度を広く市民に広報することで、被害者保護を図った。本人通知制度について、ホームページ及び窓口案内システム放映等で広報した。	本人通知制度について、ホームページ及び窓口案内システム放映等に広報した。 ・新規申請：15件 ・本人への通知：15件	相談受付時に情報を提供し、市民への周知を図る。	今後も市報、ホームページ及び窓口案内システム放映等で広報していく。	5	ホームページ及び窓口案内システム放映等で市民に周知を図った。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	（2）相談体制の整備と被害者支援の充実
具体的な施策	③被害者支援の充実

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

令和6年度中									
No.	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お け る 成 果	課 題	左 記 に お け る 取 組 方 針	自己評価	評 価 の 説 明
66	公営住宅応募における入居資格の優遇措置	被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。	建築住宅課	自立に向けた生活基盤確保のための支援策として、DV被害者の優先入居（単身世帯での申込及び入居を認める）を実施する。	DV被害者に該当する申込者に配慮し、連帯保証人を取らない入居を認めた。	なし	なし	5	DV被害者に配慮した入居受入れを行うことができた。
67	子どもへの配慮や支援	被害者の子どもが保育所などへの入所や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育を受けることができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。	こども家庭相談室	市民部局、教育委員会と連携し情報の遺漏等が生じないように配慮しつつ、必要な支援を行った。	住基支援や教育委員会を通じた区域外転校の支援等の支援を行った。	被害者等の情報共有は必要だが情報漏洩の危険性を高めることになるため注意を要する。	共有する機関、情報の内容は出来る限り最小限にする。	4	共有する機関、情報の内容は出来る限り最小限にし、情報共有に努めた。
			学校支援課	学校、こども家庭課及び市民課等と連携し、情報の遺漏等が生じないように配慮して必要な支援を行った。また、新入学対象の世帯に対し、健康診断通知書及び入学通知書を簡易書留で郵送した。	特に問題なく、就学及び転校等の支援をすることができた。	情報の取扱いに注意して、支援を行う。	今後も被害者の子どもが就学及び転校するときは、学校、こども家庭課及び市民課等と連携し、情報の遺漏等が生じないように配慮して必要な支援を行う。	4	特に問題なく、就学及び転校等の支援をすることができたため。
		特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の、個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。	保健医療課	本人や住所地自治体、福祉担当者からの情報提供があった場合、女性相談窓口や福祉担当者と連携を取りながら、必要なサービスの提供を行った。	被害者の情報を把握した場合、随時本人の相談を受けながら、女性相談窓口の紹介や福祉担当者や情報共有し、個人情報守秘を徹底して、健診予防接種等の情報提供と受診の受け入れを行っている。	DV被害者への支援スキルを全スタッフが身につける必要がある。	すべての保健師が必要時にDVアセスメントや支援スキルを学べるような研修会等への参加を検討する。	3	女性相談窓口の紹介や福祉担当者や情報共有し、個人情報守秘を徹底して、健診予防接種等の情報提供と受診の受け入れを行っている。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
68	就業支援制度に関する情報提供	相談員による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。	こども家庭相談室	就業や日常生活の悩みについて、母子・父子自立支援員による相談・指導等によって問題解決の支援を行った。また、DV事案等には関係機関と連携し速やかな対応をとった。	相談者の状況に応じ、関係機関との連携、各種支援制度の活用等により自立への支援を行った。 母子・父子自立支援員相談対応件数：1,224件	相談件数の増加や相談内容が複雑化、多様化しているため支援員に対する専門性のさらなる向上が求められる。	外部研修への参加、ケーススタディの実施により支援員のスキルアップを図る。	4	継続して相談者の状況に応じ、関係機関との連携、各種支援制度の活用等により自立への支援を行うことができた。

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）評価調書（令和6年度）

基本目標	4 男女間の暴力のない社会づくり
施策の方向	（3）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化
具体的な施策	①関係機関との連携強化

	点数	達成度	評価基準
自己評価	5	100%	完了（目標達成）
	4	75%	順調に進んでいる
	3	50%	概ね順調だが、不十分な点がある
	2	25%	着手している部分もあるが、不十分な点が多い
	1	0%	着手していない（実施方法など改善が必要）

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
69	関係機関との連携体制強化	県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、さまざまなケースに対応する。	こども家庭相談室	DV被害者支援市町連携会議において、防止対策・啓発強化を協議した。	取組内容のとおり、防止対策・啓発強化を図ることができた。 DV被害者支援市町連携会議：1回	関連機関との円滑な連携を強化し、被害者に配慮した多様な保護・支援体制の整備に努める。	各市民センター、警察及び関連機関との円滑な連携に一層努める。	4	関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き相談窓口を開設し、相談者に寄り添った相談活動を実施する。
		相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。	こども家庭相談室	関係機関との連携により、被害者に配慮した迅速で適切な対応に努めた。	関係機関との情報共有を行い、各機関と連携した保護・支援体制の整備を図った。	関連機関との連携を密に行い、被害者に配慮した多様な保護・支援を実施するうえで必要な協力体制の強化に努める。	関連機関との円滑な連携に一層努める。	4	関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き相談窓口を開設し、相談者に寄り添った相談活動を実施する。
		緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。	こども家庭相談室	婦人保護相談体制を充実し、緊急時における県の婦人保護施設での一時保護の実施を行った。	緊急時において緊急連絡網により迅速に対応できる相談支援体制を整えた。	県の婦人保護施設で保護できない場合があるので市内施設での緊急保護が必要がある。	母子生活支援施設等を活用し緊急保護の場を提供する。	3	受入施設の数、種別共にさらに充実する必要がある。
		医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などと連携して情報を共有し、被害者の早期発見に努める。	こども家庭相談室	医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などに対し、DVに対する情報提供を行い、相談窓口や通報など、被害者の早期発見に連携して取り組んだ。	要保護者等対策地域協議会を開催し、関係機関との連携強化を図ることができた。 要保護者等対策地域協議会開催：1回	各関係機関との円滑な連携により一層努める。	要保護者等対策地域協議会の内容を密なものにし、普段の連絡相談体制をより強化する。	5	要保護者等対策地域協議会を開催し、相互の連携強化を図ることができた。

No.	令和6年度中								評価の説明
	主な取組	内 容	担 当 課	R6年度の具体的な取組内容	左 記 に お ける 成 果	課 題	左 記 に お ける 取 組 方 針	自己評価	
		庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年1回以上行い、連携体制を強化する。	男女共同参画課	DV被害者支援に係る庁内連携会議を開催した。 (R7.1.28)	庁内関係部署間の情報交換などを行い、連携体制強化を図ることができている。	庁内の連携体制を強化するため、定期的に協議する場が必要である。	担当課の意識向上と情報交換のため、毎年1回以上、会議を開催する。	3	連携体制を強化するため、定期的な開催が必要である。
		専門の相談機関との連携を強化し、アルコールや薬物依存と関連した相談を適切な機関につなぐことができる。	保健医療課	唐津保健福祉事務所や佐賀県精神保健センター、障がい者支援センターと連携をとり、県が相談委託しているダルク（依存症の自助グループ）の会の存在も知り、相談があればつなげることができるよう取り組んでいる。	相談内容により、専門機関へつなげることができている。	アルコール依存症は本人からよりも家族が困っているケースが多いと考えられるが、他人に知られたくないという思いが強く、相談はほとんどない。	相談を受ける保健師のアルコールや薬物依存関連の相談に対応できるよう研修を受けたり、情報の共有をしておく。	3	相談があった場合は専門相談機関につないでいる。依存症に関する研修会や専門相談機関との連絡会等への参加をし伝達している。
70	苦情に対する適正な対応	相談・保護・支援をする職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。	こども家庭相談室	被害者からの苦情は寄せられなかったが、苦情への適切な対応には情報の共有が大切という意識の醸成を図った。	苦情への適切な対応には情報の共有が大切という意識の醸成が図れた。	相談スキル向上に関する研修はあるが苦情対応に特化した研修メニューは少ない。	過去の課題検証など室内で実施可能なスキルアップの手法を検討する。	3	苦情対応に特化した研修の実施ができていない。